



## スクート運送約款

### 序文

この運送約款（以下、「本運送約款」、「本約款」という）は、当社とお客様の関係が明確に理解されることを目的に作られています。したがって、ご購入前に本書をお読みになり、ご不明な点については事前にお問い合わせください。より詳しい情報については、スクート（以下、「当社」という）のウェブサイト（[www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com)）をご覧ください。コールセンターにお電話ください。購入手続きが完了した時点で、お客様が本運送約款を既読し、理解されたものとします。

### 目次

1. 定義
2. 適用範囲
3. 旅行準備／お客様情報
4. 運賃／料金
5. 予約／支払い
6. 手荷物
7. チェックイン／搭乗
8. 運送拒否／搭乗拒否
9. スケジュール変更／取消
10. 到着／搭乗後
11. 払い戻し
12. お客様の責任
13. 当社の責任
14. 苦情のお問合せ

### 1 - 定義

**同伴者**とは、18歳以上かつ単独での旅行が可能な搭乗者を指し、同伴する旅行者に対し適切な介助および監督することができると考えられると当社が判断した航空券購入済みの方をいいます。

**航空会社コード**とは、2つもしくは3つの英字で特定の航空会社を識別するものです。当社のコードは、TRになります。

**指定代理店**とは、当社によって指定された、当社の代理として当社の航空券の販売やチェックインまたは荷物取扱いサービスを行う販売代理店または空港オペレーション会社などをいいます。

**手荷物**とは、お客様の旅行荷物のことで、受託手荷物と機内持込手荷物両方を含みます。

**手荷物制限**とは、追加料金なしに持ち込める受託手荷物、および機内持込手荷物の制限のことです。

**手荷物識別タグ**とは、お客様の受託手荷物の為に発行する番号札のことです。

**搭乗拒否通知**とは、以下 8.4 により発行された通知のことです。

**予約**とは、お客様のご旅程と詳細が記載された当社の予約システムに保存された詳細のことです。

**予約番号**とは、当社または当社指定の代理店によって発行され、当社への予約を証明する番号のことです。



**機内持ち込み手荷物**とは、機内に持ち込む手荷物で受託手荷物以外をいいます。機内手荷物の寸法、重量、内容物制限に注意してください。

**コールセンター**とは、電話予約や問い合わせなどに対応するための当社の機関です。電話番号はこちらのウェブサイト([www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com))からご確認ください。

**キャリア**とは、航空会社のことを指します。

**チェックイン締切**とは、航空会社が指定する、チェックインおよび搭乗券の受け取りを済ませておかなければならない時間のことです。チェックイン締切後にお越し頂いた場合でも搭乗することはできず、航空券は、当社独自の裁量により、払い戻しを行わず没収することがあります。

**受託手荷物**とは、当社の航空機内に預けるために当社が発行した認識タグ（手荷物切符）を付けたお客様の手荷物のことをいい、超過手荷物を含みます。

**運送約款または約款**とは、本運送規約全般のことで旅程表や領収書に記載の契約条件もしくは利用規約を含みます。

**条約**とは、次のうち、本運送約款に適用されるものをいいます。

- ・ 1929年10月12日にワルソーで署名された国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（ワルソー条約）
- ・ 1955年9月28日にハーグで改正されたワルソー条約
- ・ モントリオールの追加議定書第4号により、ハーグで改正されたワルソー条約（1975年）
- ・ グアダハラ条約（1961年）
- ・ 1999年5月28日にモントリオールで調印された、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約は（モントリオール条約）
- ・ その他適用される定義書または条約と授權法規

**損害**とは、乗客の死亡、怪我または身体傷害および、手荷物の紛失、ダメージまたは破壊を含みますが、これに限定されるものではありません。加えて、乗客の搭乗や手荷物の積込による遅延によって引き起こされる損害も含まれます。

**搭乗拒否**とは、乗客が搭乗予定のフライトの有効かつ確定された予約搭乗券を所有しているにもかかわらずその予定フライトへの搭乗を拒否されることをいいます。搭乗券とは、キャリアまたはキャリアの代理人によって発行された旅程表および領収書のことで、お客様のお名前やフライト情報の詳細と運送約款およびスクートの規則が掲載されています。

**運賃・商品**は、商品およびサービスのことをいいます。当社は、お一人様向けの2都市間を結ぶ航空運送から、機内または搭乗前後の商品またはサービスなど、幅広い運賃及び商品を提供します。

**運賃規則**とは、お客様の予約に適用される利用規約をいいます。運賃規則は運賃や商品によって異なり、詳細はこちら([www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com))からご覧いただけます。

**手数料表**とは、当社が課する現行の手数料表をいいます。手数料表はこちら([www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com))からご確認ください。

**ゲスト、お客様、お客様の、お客様自身**とは、乗務員以外の航空機に搭乗するご予約をされた方をいいます。

**お客様のサイズ**とは、隣接する座席の一部に侵入および／または座席に着席中両側のアームレストを下げるができないお客様のことをいいます。

**団体規約**とは、10名以上の団体のお客様に適用される当社利用規約をいいます。

**旅程表**とは、当社もしくは指定代理店によって発行されたお客様の名前、フライト情報および通知を記載した文書をいいます。

**スクート、私たち、当社**とは、本運送約款内において、スクート・タイガーエア・ピーティーイー・リミテッド（登録番号 No. 200312665-W）、および当社の代理として働く全ての従業員、代理人をいいます。



スクートの約束（お客様へのお約束）とは、当社におけるお客様への保証リストを指します。スクートの約束はこちら ([www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com)) からご覧いただけます。

スクートの規則とは、当社が [www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com) で公表しているこれらの条項以外の規則で、運送開始日または航空券の発券日に、乗客または/もしくは手荷物の運搬に関わる関税によって適用される規則を言います。

特別引出権（SDR）とは、国際通貨基金の交換の公式単位である通貨の複合単位を意味しません。

## 2 - 適用範囲

### 2.1 - 適用

本運送約款は、2.10、2.11 その他に規定された場合を除き、予約に航空会社コードTRと記載されている当社のフライトの乗客と手荷物すべてに適用されます。

### 2.2 - 無料／割引運賃

特に明記のない限り、マイレージプログラム、またはその他のポイントプログラムや賞品プログラムなどで当選した無料および割引運賃による旅行にも適用されます。

### 2.3 - 運送約款変更の権利

当社は、予告なくこれらの条項、スクート規則、スクートの約束、運賃、航空券、運賃ルール、手数料や手数料一覧や条件などを変更する権利を有します。これらの変更は、運航の安全上必要であったり政府や他の規制当局によって義務付けられていたりしない限り、変更の通知後に作成および変更された予約にのみ影響が発生します。

### 2.4 - 運送約款変更不可

当社従業員あるいはいかなる者であっても、本約款を変更することはできません。しかし、当社が運賃の規則あるいは支払い金額を控除する権利に影響を与える者ではありません。1度の控除によって、他の控除が保証されるわけではありません。

### 2.5 - 運送を規制する条項

当社のフライトによるお客様の運送は、次のすべての条件に基づきます。

- a) 旅程に記載された予約およびそれに関連し、適用される運賃の規則
- b) 旅程に記載された本運送約款
- c) 当該フライトに適用されるシンガポール国の法律、全ての国際条約、または [他の法律／政府規約](#)；
- d) 適用されるすべての当社の規則。たとえば搭乗拒否、スケジュール変更、キャンセルポリシーなどを含み、これらに限定されません。
- e) 当社従業員からの書面もしくは口頭による特定の指示

### 2.6 - 優先される法律

本約款が本約款の条項が適用法政府規制、命令や要求と矛盾している場合、当事者の合意によって撤回できない場合には、その条項は適用されません。たとえ一つの条項が無効になっても他の条項が無効になるということではありません。



## 2.7 - 手続きより契約を優先

本運送約款が当社の手続きと矛盾する場合、本約款が優先されます。

## 2.8 - 追加サービスおよび運送

- a) 当社が第三者のサービスまたは運送（定期便を除く）あるいはその双方の予約、搭乗券、またはバウチャーを手配または発行する際は、当社はお客様の代理人としてそれらの業務を行うものです。
- b) 第三者サービスプロバイダーの契約条件が適用されます。本運送約款（13条参照）における制限より低い制限が含まれる場合は、当社以外の旅行手配については低い方の制限が適用されます。
- c) 当社が他の航空会社コードによるフライトを手配した場合、当社は代理人となり、その航空会社の運送約款が適用されます。

## 2.9 - 言語

本運送約款の原本は英語であり、他の言語に翻訳された場合でも、本約款の解釈のために使われるのは英語のみです。

## 2.10 - コードシェア便

- a) 他の航空会社が運航するスクートのコードシェア便には、発券に関して当社の運送約款が適用されます。ただし、コードシェアにおける各航空会社はそれぞれの契約条件を設定しており、スクート運航便に適用される当社の運送約款とは異なる場合があります。提携航空会社の運航便に記載されるそれらの契約条件は、スクートの運送約款に言及され組み込まれるものであり、当該航空会社の運航便において当社が提供するコードシェア便にも適用され、通常適用されるスクートの規約に優先されます。スクートと提携航空会社は以下の内容において契約条件が異なる場合がありますが、以下の内容に限定されるものではありません。
  - 同伴者のいない未成年
  - 手荷物の許容量
  - 許可量と法的責任
  - 例外的な運航
  - 搭乗拒否への補償
  - チェックイン時間制限
  - 動物の運送
  - 酸素サービス
  - 運送拒否
- b) 当社が販売航空会社となっているアメリカ合衆国発着便に関しては、Tarmac Delay Contingency Plan of the operating carrier が優先されます。

## 2.11 - 複数の航空会社によるサービス

当社が販売するフライトサービスの中には、異なるフライト番号と指定コードを持つ航空会社が運送するサービスもあります。他の航空会社による運送は、当社の運送約款ではなく、運送する航空会社の運送約款によって規定されます。ただし、運送する航空会社がシンガポール航空かシルクエアーで問題が発生した場合を除きます。



## 2.12 - チャーター便

当社のチャーター契約による運送については、特に指定のない限り、本運送約款が適用されます。

## 3 - 旅行準備／お客様情報

### 3.1 - 計画

a) 旅行の手配、およびは旅行におけるすべての地点における法律、政府規制と命令に遵守する責任は、すべてお客様に起因するものとします。お客様は予約前にこれに限らず以下の項目等について考慮し、情報を得る必要があります。

- i. 入国条件 - ビザと身分証明書
- ii. 医療条件 - 予防接種、ワクチンなど
- iii. 目的地情報 - 健康と安全のリスク

b) 当社は、3.1.aに記載について情報共有することはできますが、これらの事柄におけるお客様の責任が排除されるわけではありません。

c) 3.1.aに記載の情報については、領事館、地元政府および政府観光局にご確認いただくことをお勧めします。

d) スコートは3.1.a)の項目の補助として第三機関でのサービスを提供する場合がありますが、全ての事項に関する責任はお客様に起因するものとなります。万が一、渡航に際する全ての準備の不足や、関連法令の遵守、政府規制、渡航先における関係当局からの命令により、渡航先の入国管理当局による入国拒否の可能性が考えられるにも関わらず、それらのサービスに対し支払われた費用は、スコートは運賃、関連する料金、税金等一切の費用を返金する事は出来ません。これらのサービスは全て第三機関の利用規約に準ずるものとします。

### 3.2 - 旅行保険

旅行には色々なリスクを伴う場合があります、お客様は次のような場合に補償される旅行保険に加入するようにしてください。

- a) 計画の変更・旅行の中止
- b) 医療および病院の費用
- c) 個人のケガや死亡
- d) 遅延、手荷物の破損または紛失

### 3.3 - お子様

a) 当社は、旅行日当日に2歳未満のお客様を、幼児として定義します。幼児の搭乗は生後8日以上かつ18歳以上の同伴者を必要とします。幼児が同伴者の膝の上に座る場合、当社手数料一覧内の料金で予約できます。幼児が座席を利用する場合は(3.6参照)通常運賃が適用されますが必ず生後6ヶ月以上である必要があります。旅行開始日時点で、2歳未満(生後24か月未満)のお子様を幼児とさせていただきます。ご帰国便ご搭乗前に2歳のお誕生日を迎えた場合、通常の有償旅客運賃・諸税・その他料金が適用されます。

b) 年齢を証明できる書類をチェックイン時に提出し、当社の裁量によって許容できると判断できる証拠が記載されていなければなりません。

c) 当社は、航空機の客室にベビーカーの持ち込みの許可及び貸し出しをいたしません。



- d) 前方を向いたチャイルドシートであれば機内で使用することができますが、安全のため固定しなければなりません。6ヶ月～2歳未満の幼児と3歳未満の子供に限りチャイルドシートをご利用いただけます。当社はチャイルドシートをお貸ししておりません。チャイルドシートを機内に持ち込む場合、当社従業員はお手伝いできませんので、お客様ご自身でチャイルドシートの安全を確保してください。当社は、チャイルドシートの安全が不十分であったことにより発生したケガや事故、紛失や損傷について一切責任を負いません。
- e) 当社は、旅行日当日に2歳以上12歳未満のお客様を子供と定義します。子供の運送には通常運賃が適用されます。
- f) スクートでは、これらの旅客運送約款に従い、特別なアシスタントとスクートでの対応の事前手配があり、該当条件付きである場合にのみ、成人が同伴しない未成年のお客様のご搭乗をお受けしております。スクートでは、準拠法で認められる限りにおいて、成人を同伴しない未成年のお客様またはその親御様、場合によっては法的保護者様が、かかる事前手配を怠った場合や該当条件を遵守しない場合に起因するいかなる損失や費用に対し、成人を同伴しないいかなる未成年のお客様に対し、法的責任を一切負わないものとします。スクートでは、成人を同伴しない未成年のお客様とは、ご旅行日に最低12歳で18歳未満であるお客様と定義しております。
  - i. 下記3.3f) vi.に記載にあるように、成人を同伴しない未成年のお客様の特別なアシスタントと対応は当社において義務付けられておりません。
  - ii. 成人を同伴しない未成年のお客様の特別なアシスタントと対応に関しましては、スクートの成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙を記入し、当社へ事前に提出して下さい。また、記入・提出済みの専用用紙の原版をチェックイン時に必ずご提示ください。
  - iii. 成人を同伴しない未成年のお客様は、チェックイン締め切り時間までに必ずチェックインして空港の案内に従うか、日程表またはスクートのウェブサイトの規定されたウェブチェックインを行わなければなりません。
  - iv. 成人を同伴しない未成年のお客様のご旅行の各飛行区間（例、初回飛行区間およびその後の飛行区間または帰りの飛行区間）に対し、成人を同伴しない未成年のお客様の特別なアシスタントと対応の事前手配をスクートに対して行わなければなりません。従って、スクートの成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙を各飛行区間に対して必ず記入し、当社へ事前に提出し、その原版をチェックイン毎に提示しなければなりません。
  - v. 成人を同伴しない未成年のお客様の特別なアシスタントと対応は、スクート運航便のみでご利用いただけます。
  - vi. 成人を同伴しない未成年のお客様の親御様または法的保護者の方は、スクートの成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応を不要とする場合、当社における専用用紙の事前の記入・提出により、成人を同伴しない未成年のお客様のご旅行の各飛行区間（例、初回飛行区間およびその後の飛行区間または帰りの飛行区間）に対し、成人を同伴しない未成年のお客様への特別なアシスタントと対応を除外する事ができます。記入・提出済みの用紙の原版をチェックイン時に必ずご提示願います。



- vii. 場合によっては、成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙あるいは権利放棄専用用紙に記載された詳細情報を確認するため、成人を同伴しない未成年のお客様の親御様または法的保護者の方の書類や身元証明書も、チェックイン時に確認させていただく場合がございます。
- viii. スクートでは、下記のいずれかの理由に基づき、当社が判断し成人を同伴しない未成年のお客様のご搭乗をお断りする場合がございます（スクートでは成人を同伴しない未成年のお客様が既にご搭乗いただいている場合でも、搭乗をお断りする場合がございます）
  - 成人を同伴しない未成年のお客様のフライトの予約が成人を同伴しない未成年のお客様のご旅行の 48 時間前までに行われていなかった場合。
  - 送付された成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙に記入漏れがある場合、あるいは記入・送付済みの用紙の原版をチェックイン時にご提示いただけない場合。
  - 送付された成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応権利放棄専用用紙に記入漏れがある場合、あるいは記入・送付済みの用紙の原版をチェックイン時にご提示いただけない場合。
  - 成人を同伴しない未成年のお客様の旅券と、記入・送付済みの成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙あるいは権利放棄専用用紙（場合による）に記載された情報に相違がある場合。
  - 成人を同伴しない未成年の親御様または法的保護者の方の書類や身元証明書に記載の詳細情報と、記入・送付済みの成人を同伴しない未成年のお客様のための特別なアシスタントと対応専用用紙あるいは権利放棄専用用紙（場合による）に記載された情報に相違がある場合。
  - 成人を同伴しない未成年のお客様の親御様や法的保護者の書類や身元証明書が要求した場合に提示されない場合。
- g) 一人の同伴者につき、一人の幼児のみを同伴できます。
- h) 幼児および子供に必要な物品（離乳食など）は、機内にありませんので、保護者の方が予めご用意ください。

### 3.4 - お客様の健康（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

当社は、お客様ご自身または他のお客様にとって安全ではないと判断された場合には、お客様の搭乗を拒否する場合があります。搭乗した場合にお客様ご自身または他のお客様の安全をおびやかす可能性のある病気や症状などをお持ちの場合は、ご予約前に当社にその旨お伝えいただく必要があります。

- a) 次のような場合、最低でも旅行出発日 3 日前までに当社にお知らせいただく必要があります。
  - i. 伝染する可能性が高いと思われる病気がある場合
  - ii. ナッツ類やナッツ製品によるアレルギーをお持ちの場合
  - iii. 病気などにより、他のお客様と乗務員に影響を与える可能性のある異常な振る舞い、または身体状況にある場合



- iv. 飛行の安全性または正確性に危険をもたらす可能性がある場合
  - v. 飛行中、医療処置または特別な装置あるいはその双方が必要な場合
  - vi. 当社は、お客様の健康についてアドバイスをを行うことはできません。既存の病気があって旅行する場合には、かかりつけの医師や医療従事者の書面によるアドバイスに従ってください
- b) お客様は一人で旅行することができる程度に健康であるか、若しくは必要な介助ができる同伴者を伴う必要があります。(3.5.a参照)
- c) 当社では携帯用酸素濃縮器(POC)は、座席下の限られたスペースに収まるものに限り事前に最低でも旅行出発日3日前までに当社コールセンターへお知らせいただければお持ち込みいただくことができます。お持ち込みいただける携帯用酸素濃縮器(POC)の詳細は当社ウェブサイトでもご確認いただけます。
- d) お客様が妊娠中の場合、次の注意事項を守ってください。
- i. 妊娠28週間以降の旅行について：要請があった場合、最初の搭乗日の10日前以内に医師または助産師によって作成された、以下の項目を含む証明書または文書を提出してください
    - 出産予定日
    - 単胎妊娠か多胎妊娠か
    - 妊娠週数が条件を満たしているか
    - 旅行可能な状態にあるか
  - ii. また、妊娠合併症がなく、3.4 d) i. に基づき医師や助産師からの証明書または文書による規定の適用を受けた場合、単胎妊娠の場合は36週の終わりまで、多胎妊娠(双子など)の場合は32週の終わりまで旅行することができます
- 注意事項：
- 妊娠中のご旅行は安全とは言い難いです。旅行前に、医師・医療専門家のアドバイスに従ってください。上述の期間は、あくまでも最低限の規定となります。
  - 一部の国では、その国の国籍を持たない妊婦の入国を制限しています。旅行前に、関連する大使館および領事館にてご確認ください
- e) 幼児の搭乗は生後8日以上かつ18歳以上の同伴者を必要とします。
- f) 当社の機内食はナッツを含まないことを保証いたしません。当社をご利用になったお客様にはナッツもしくはナッツを含むお食事やスナックをご提供させていただくことがあります。当社ネットワークのキッチン内でナッツが混入したり、空調システムを経由してナッツやナッツオイルの残留物が室内の装飾品やその他の表面に残留したりするなど、当社の意図としない間接的な原因によりナッツの混入が偶発する可能性を未然に防ぐ保障はできません。必ずお客様ご自身でアレルギーに対処する必要な予防措置をおとりください。

### 3.5 - 特別介助(本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません)

- a) 介助もしくは監督なしには安全に旅行できないお客様は、同伴者なしで旅行することはできません。当社では、そのようなお客様の介助や監督を行うシステム、従業員を所持していません。ただし、航空機への乗り降りのための車椅子などの特定の介助を必要とするお客様には、サービスを提供することができます。
- b) 身体の不自由な方や病気をお持ちの方、特別介助が必要な方の運送については、事前に合意が必要です。空港にて車椅子やリフトなどによる介助が必要なお客様、およびご自身の車椅子で旅行される予定のお客様は、出発の48時間前まで



にスクートコールセンターにご連絡ください。事前の通知を怠った場合、空港に到着してもサービスを受けられず、搭乗を拒否されることがあります。

- c) お客様ご自身の車椅子をお持ちいただく場合は、ご出発予定日の48時間前までにその旨を当社コールセンターまでお知らせください。安全性の観点から、出発および到着時の入国管理エリアでのご自身の車椅子のご利用は許可されていません。ご自身の車椅子はご出発の際に受託手荷物としてお預けいただきます。到着時には手荷物ターンテーブルにてお受け取りください。空港にて介助が必要な場合は、出発の48時間前までにスクートコールセンターにご連絡ください。お知らせをいただかなかった場合、お客様やお客様の車椅子の搭乗をお断りさせていただきます。
- d) 適用法に従い、特別なサポートをご利用の際は当該サービス手数料を、空港にて委託業者、または事前にスクートコールセンターを通してスクートにお支払いいただくことがあります。これらのサービスは各空港の制約によってすべての空港で必ずしも対応できるとは限りません。
- e) 当社ではペットの運送をお断りしております（6.2参照）が、介助犬などはご予約時にお知らせいただいた場合に限り機内への同伴を許可される場合がございます。当社の規定を満たしている吸収マットと口輪を予めご用意ください。また必要に応じて、関連する入国証明書類および目的地である国により発行された許可証等、またはそのいずれかを提示していただく必要があります。通知・通告が遅れた場合若しくはなされなかった場合は、許可される介助犬数が制限されているため、介助犬の搭乗が拒否される場合があります。またペット用マットおよび口輪をお持ちいただかなかった場合、または関連する入国証明書類/目的地である国により発行された許可証等の提示を怠った場合においても、介助犬の運送を拒否する場合があります。介助犬を伴うお客様はチェックインカウンターから搭乗ゲートまで、および航空機から到着ロビーまで、あるいはそのどちらの場合においても同伴を受ける必要があるため、空港職員による送迎サービスを受ける必要があります。適用法に従って料金が発生することがあります。
- f) 目の不自由なお客様は、単独または大人の付き添いの方/お世話をされる方同伴でスクートのフライトにご搭乗頂けます。同伴者の付き添い無くご搭乗される場合は、空港職員による送迎サービスを受ける必要があります。適用法に従ってその料金が発生することがあります。
- g) 特別な介助を必要とされる場合、または3.4項に関する健康状態に関して通達される場合は、スクートコールセンターを通して直接予約を行うか、旅程表を受け取った直後にコールセンターにご連絡ください。特別介助や3.5に記載される他のサービスを必要とされる場合、その他の方法によるご予約はできません。

### 3.6 - 追加座席および大きなサイズのお客様（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

- a) 追加座席（お一人様で2席ご利用）ご希望または必要なお客様は、事前に最低でも旅行出発日3日前までにスクートコールセンターへお知らせください。その際の料金は、2名様分の通常運賃となります。隣接席を確保するために事前座席指定が必要となるため、別途手数料表に記載されている座席指定料金が追加されます。ご予約は、必ずスクートコールセンターを通して行ってください。提携航空会社による運航便をご利用で追加座席をご希望または必要なお客様は、航空会社によって追加座席を購入できない場合がありますのでご了承ください。



- b) 大きなサイズのお客様は隣接したお座席の購入または ScootPlus にアップグレードしていただき、その際に適応される 2 名様分の座席指定料金をお支払いいただく場合があります。ご搭乗予定の便に隣接した座席および ScootPlus の空席がなかった場合は、空席のある後続便にて 2 名様分の隣席したお座席または ScootPlus へのアップグレードを再度ご購入いただく必要があります。もし、これらのお支払いを拒否された場合は当社ではお客様のご搭乗をお断りし、これにかかるお客様の運賃及び関連する手数料と使用料は払い戻されること無く没収される場合がありますが、当社はこれにかかる一切の責任を負うものではありません。

### 3.7 - 座席の手配

座席の手配は出来る限りお客様のご要望に近づけるよう努力いたしますが、「隣席購入サービス」など、座席のために特別料金を支払った場合でも、ご要望通りのお席を保証するとは限りません。当社は安全、セキュリティ、運送その他の理由により、ご搭乗後に、当社の一存によって座席を変更する権利を有します。

### 3.8 - 個人情報

当社は、2012 年シンガポール個人情報保護方針と各国の法に基づいた個人情報保護法に遵守しています。お客様はここに、移民と入国手続き、会計、請求および監査、クレジットカードその他の支払いカード、セキュリティ、事務および法的目的、クレジットカード保険、システムのテスト、メンテナンスおよび開発、統計分析を容易化し、お客様との将来の取引を容易化するため、運送の予約と予約確認書の提供のために、お客様の個人情報（健康に関する情報も含む）を、当社に付与することを認め、それに同意することとします。上記目的のため、運送契約を結ぶことにより、お客様は、お客様の個人情報を当社が使用・保管し、当社の事務所、指定代理店、第三者ビジネスパートナー、政府機関、その他の航空会社、および上記記載のサービスプロバイダーへ転送することを認めることとします。このような情報の収集と管理については、スクートのプライバシーポリシーと、スクートの [プライバシーポリシー](#) と約束に従うものとし、詳細はこちら ([www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com)) からご覧ください。また、予告無しに内容の変更が行われる場合がございます。

## 4 - 運賃／手数料

### 4.1 - 運賃範囲

支払われた運賃は、予約確認書に記載された特定の出発空港から、到着空港間の特定フライトの搭乗にのみの有効です。運賃には、空港間の地上交通機関や、空港からの交通機関の費用は含まれていません。

### 4.2 - 運賃規則

当社運賃規則の一部は運賃タイプによって異なるため、詳細については特定の運賃タイプに適用される運賃規則を参照してください。他の条項は全ての運賃タイプに共通し、次のとおりです。

- 適用法に従い、運賃は払い戻し不可でありダウングレードできません。ただし、搭乗拒否の場合や、オーバーブッキング、著しいスケジュールの変更（4 時間を越える場合）/ 欠航または運航停止などの場合において、当社が独自の裁量を行った場合は例外とします。



- お客様が旅行をしない場合、以下において当社は一部税金および手数料の返金を行うことができる場合があります。
  - 1) 適用法に従い、当社が団体（空港や政府など）の代理として受け取った税金や使用料を当該団体に送付する義務が無い場合
  - 2) 15.1に記載の住所まで、旅程表に記載された出発日から90日以内に払い戻し請求をお客様が書面にて提出した場合
  - 3) 適用法に従い、料金表に提示される合理的な手数料は返金額から差し引かれます。手数料が返金額を越える場合は、払い戻しは行われません。

#### 4.3 - 税金と使用料（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

お客様は、政府機関、自治体、航空会社、空港当局から課せられる全ての税金、使用料、追加料金および手数料（「税金と使用料」という）を支払わなければなりません。また、予約に関し、事務手数料および使用料を当社に支払わなくてはなりません。通常、税金と使用料はお客様のチケットに別々に記載されます。税金と使用料は頻繁に変動し、予約後に課せられる場合や変更することもあります。旅程表の発行後に、税金と使用料に変更があった場合には追加金額をお支払いいただく必要があります。同様に、予約時に支払った税金と使用料がフライト前に廃止されたか減額された場合、お客様は、妥当な手数料を差し引いた差額分の払い戻しを請求する権利を所有します。

#### 4.4 - 手数料（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

適用法に従い、当社が提供するいかなる商品またはサービスのために支払われた金額も、払い戻しできません。当社が宣伝、提示し、販売した第三者による商品またはサービスの支払いについては、そのサービスプロバイダーの利用規約に規定されます。

#### 4.5 - 例外規定

以下のような特別な状況については、当社独自の判断により、お客様は4.2と4.4が免除され、予約を取り消すことができ、旅程表記載金額と同価値の、24ヶ月以内の搭乗に利用可能な旅行バウチャーを受け取ることができます（第三者プロバイダーの製品とサービスは除く。旅行の最終日は期間内でなければなりません）。

- 直近家族（配偶者、子供、兄弟、両親、祖父母、孫）の死亡または深刻なケガがあった場合、または、お客様ご自身の死亡や深刻なケガがあった場合には、第三者プロバイダーの商品とサービスを除く全額払い戻しをバウチャーによって受け取ることができます。搭乗前にお客様が死亡された場合、全額払い戻しされます。当社独自の判断により、医療や死亡証明書、若しくはそれに限定されるものではない証明書の提出が必要となる場合があります。
- 不動態や病気などにより、旅行ができなくなった場合、当社独自の判断により、お客様が旅行できないことを証明する医療証明書を含む、若しくは、それに限定されるものではない証明書の提出が必要となる場合があります。
- お客様が旅行保険会社または第三者プロバイダーから、「予約の変更」より払い戻しを受けた場合は、当社へ当該商品の払い戻しを請求することはできません。また、払い戻しが発生した場合に還元されたバウチャーが二重請求またはすでに払い戻し済みの場合、当社は発行済のバウチャーを破棄し、バウチャ



一の費用を回収する権利をもち、当社はこれにかかる一切の責任を負うものではありません。

#### 4.6 - 通貨

運賃、手数料、および適用される使用料および税金は、特に記載のない限り、当社の公示運賃として記載された通貨によって支払われることとします。

### 5 - 予約／支払い

#### 5.1 - 予約確認

予約は、当社または当社の指定代理店によって書面で確認された時点で完了します。当社から直接予約をされた場合、当社が旅程表を発行します。必要に応じて、指定代理店も旅程表を発行することが可能です。特に断りがない場合、当社が全額支払いを受けた時点で予約は完了します。スクートに搭乗するには、予約後チェックインをし、搭乗券を受け取り、必要なすべての文書（パスポートなど）を提供する必要があります。また、予約を行う際に使用したクレジットカードを提示しなければならない場合があります。

#### 5.2 - 支払い

当社または指定代理店は、可能な支払い方法について通知します。支払いは、指定の支払い方法またはグループポリシーで許可されている場合を除き、予約時に行う必要があります。予約と支払いの間にある程度の時間が許可された場合には、当社または指定代理店が時間を指定します。期日までに全額支払いがない場合、全ての予約はキャンセルされます。部分的な支払いがあった場合、既に支払った運賃と適用される手数料と使用料は返金されません。その際、当社は一切責任を負いません。当社は独自の判断により、手数料および適用される運賃の差額を支払うことで、予約を再度有効にすることができます。

#### 5.3 - 予約の有効性

予約は、お客様と当社との間における運送契約の主たる根拠です。お客様の運送は、運送約款およびお客様に対し、当社または当社に代わって許可された指示のすべてに従います。

オープン予約はできません。予約の際は、必ず特定のフライト、日付が指定されなければなりません。予約は、旅程表に記載されたお客様および指定されたフライトにのみ有効です。

#### 5.4 - 予約の譲渡

予約の譲渡は、運賃の規則で認可されていない限り許可されておらず、譲渡の際は手数料および該当する運賃の差額を支払う必要があります。許可されている場合、旅行開始日以前にのみ譲渡することができます。予約を販売、交換、贈与することはできません。お客様の予約内容のまま、ご本人以外の方が搭乗することはできません。なお、予約にかかった全ての運賃、手数料、使用料は没収させていただきます。お客様の名前は、パスポートなどの政府機関からの公式文書に一致していなければなりません。



## 5.5 - 予約の変更

日付なし（オープン）予約への変更は許可されていません。予約の変更に関するその他の条件や規定については、予約で指定された運賃商品によって異なります。詳細については、運賃の規則をご覧ください。変更が許可されている場合、変更の内容は通常制限されており、変更手数料および該当運賃の差額を支払わなければならない場合があります。予約変更の際、法律または政府規制に定めのある場合を除き、新運賃の方が低額であるときでも、払戻しは行われません。旅程の一部に、提携会社の航空会社コードによる運送が含まれる運賃商品の場合、フライト日、飛行時刻、または出発地・目的地の変更はできません。

お客様は、予約番号を安全に保管する義務があり、それを使ってマイブッキング機能などにログインして行う修正・訂正について、それがお客様の認識や同意なしに行われたとしても、お客様の責任となります。当社は、予約番号の不正な開示または使用によって生じたいかなる損失、損傷、費用について一切の責任を負いません。

## 6 - 手荷物

### 6.1 - 手荷物許容量（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

- a) 機内持込手荷物は、本約款(6.2、6.3を参照)および旅程表に指定された運賃商品の運賃規則（「運賃の規則」を参照）の規定に従わなければなりません。座席の支払いをしていない幼児には、機内持込手荷物の許容量はありません。
- b) 受託手荷物許容量は運賃商品によって異なります。受託手荷物許容量が含まれていない運賃商品もありますが、最小限の受託手荷物許容量が無料で含まれている運賃商品もあります。お客様の受託手荷物許容量は、旅程表に指定され、記載されている運賃商品によって異なります。より詳しい情報については、運賃規則を参照してください。受託手荷物は、本約款の条項に従ってください。座席の支払いをしていない幼児には、受託手荷物の許容量はありません。
- c) 当社が追加座席の購入を許可または要請した場合でも、機内持込手荷物、および受託手荷物の許容量は追加座席に含まれていません。
- d) 複数航空会社によるサービスの場合、手荷物許容量は区間ごとに異なります。手荷物の許容量を追加することはできますが、区間ごとに別々の手数料および使用料を支払う必要があります。

### 6.2 - 禁止されている危険物（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

当社は、以下の運送または運搬を許可しないため、受託手荷物または機内持込手荷物としてお持ちいただくことはできません。

- 通常の注意と取扱いにより安全に輸送できるよう、スーツケースやその他の適切な容器に正しく梱包されていない物品
- 適用される国内法または国際法、規制、命令により禁止されている危険物
- 弾薬などのあらゆる種類の武器
- 爆発性、可燃性、不燃性ガス（エアロゾル塗料、ブタンガス、ライター用リフィルなど）、冷凍ガス（スキューバダイビング用空気タンク、液体窒素など）、可燃性液体（塗料、シンナー、溶剤など）、可燃性固体（マッチ、ライター）、有機過酸化合物（樹脂など）、毒物、感染性物質（ウイルス、細菌



- など）、放射性物質（ラジウムなど）、腐食性物質（酸、アルカリ、水銀、温度計など）、磁気物質、酸化物質（漂白剤など）
- 航空機、機内の人若しくは財産を危険にさらす可能性のある物品、または、国際航空運送協会（IATA）の定める危険物規定（Dangerous Goods Regulations）に記載された物品など。詳細は当社にてご確認ください
- 重量、寸法、形状、性質、壊れやすさ、腐敗しやすいなどの理由により、運送には妥当ではないと当社が判断した物品
- 人または動物の遺体
- 動物（14.3に記載されるアメリカ合衆国発着便における介助犬以外）
- リチウム電池や発火装置などの危険物が組み込まれたブリーフケースおよびアタッシュケース
- 催涙ガス、唐辛子スプレーなど、刺激物や身体機能を奪う物質が含まれた物品

お客様が禁止されている危険物を所持している場合、お客様へ通知せずにその危険物を処分することがあります。当社は状況に応じて適切かつ妥当な対処をします。当社は、禁止されている危険物が禁止項目に挙げられているにもかかわらず持ち込まれた場合、その紛失もしくは損傷について一切責任を負いません。

### 6.3 - 持込手荷物制限（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

- 全ての機内持込手荷物は、適用される寸法と重量の当社規則に従ってください。[こちら](#)に特段の記載がない限り、または、特別なお知らせがない限り、エコノミークラス並びにスクート Plus いずれにおいても機内持込手荷物は合計 2 個までと制限されており、且つ合計重量がエコノミークラスは 10kg（手荷物 1 個と手提げ袋等 1 個の合計）・スクート Plus は 15kg までです。幼児旅客への機内持込手荷物許容量は認められていません。搭乗クラスに関わらず、一つの機内持込手荷物最大サイズ 54cm x 38cm x 23cm（3 辺の合計最大 115cm）を超えてはなりません。客室内の収納棚に収納可能でなければなりません。その他の手提げ袋等の小さなサイズの機内持込手荷物は最大サイズの 40cm X 30cm X 10cm を超えず、且つ前の座席の下に収納可能なサイズでなければなりません。ナイフ類、鋭利なもの、素材や長さ・種類を問わず一切の刃物類、棒針、スポーツ用品などは機内へ持ち込みいただけないため、受託手荷物へお預けください。これらは、機内持込手荷物の中あるいはご自身で所持していただけません。万が一お客様が所持していた場合、通知することなしに処分され、返品されません。[こちら](#)に特段の記載がない限り、または、特別なお知らせがない限り、重量および大きさ規制内にある不定形手荷物は、オーバーヘッドロッカーの空き状況によっては機内持ち込み手荷物としてロッカーに収納して運ぶことができます。その際、荷物の重さは機内持ち込み手荷物の許容量に含まれます。オーバーヘッドロッカーに入らない荷物は、受託荷物としてあずけるか（ただし超過荷物として手数料表に記載されている手数料が発生する場合があります）、機内持ち込み荷物の重量および大きさ規制内にある場合、隣席する席を購入しそこにくりつけることができます。後者の際は、1 名分の座席代と手数料表に記載されている座席指定手数料が発生し、持ち込める不定形な手荷物は 1 機体につき最大で 2 つまでです。不定形手荷物はすべてソフトケースあるいはハードケースに入れなければいけません。
- 注射器・注射針を所持しているお客様は保安検査場にてその旨を告知して頂く必要があります。その際には医師による診断証明書などの書類を必ず提示してくだ



さい。医療品類は、その内容や製造元の名前等の詳細が記載されたラベルや薬局のラベルが貼ってある必要があります。詳しい内容につきましては、当社までお問い合わせください。

- c) 当社は、当社が運送を拒否している物品が受託手荷物扱いで運送されていない場合、その荷物に関して一切責任を負いません。適用される規定に反する物品について空港の警備員が処分した場合、当社は一切責任を負いません。
- d) 受託されない手荷物は、飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。
- e) 特別な物品のうち、機内持込手荷物の一部として持ち込むことは禁止されているが、6.1.bに記載の特別な物品を受託手荷物として持込制限に含まれず預けられるものは、次の物です。
  - i. バシネット
  - ii. カーシート
  - iii. ベビーカー
  - iv. 歩行器
  - v. 松葉杖\*
  - vi. 車椅子

\*機内持込手荷物として持ち込むことも可能ですが、各空港の権限による保安検査の許容範囲と同様に、6.3 aに基づく要件に従うものとします
- f) 当社は、支払い済みの追加持込手荷物に該当する荷物も含め、種類、分類にかかわらず、すべての機内持込手荷物を検査する権利を所有します。お客様は、時間に余裕を持ってご搭乗するようにしてください。
- g) 複数航空会社による運送の場合、各フライトにおいて異なる航空会社の機内手荷物利用規約が適用されます。

#### 6.4 - 受託手荷物制限（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

- a) 次のものを受託手荷物に入れないでください。
  - i. 壊れやすいものや腐敗しやすいもの
  - ii. コンピューター
  - iii. 現金、宝飾品、貴金属、銀製食器などの高価な物
  - iv. 契約書類、株券、証券などの貴重な書類
  - v. カメラ
  - vi. パーソナル電子機器類
  - vii. 電子タバコ
  - viii. 商品、ビジネス書類
  - ix. パスポート、その他身分を証明する旅行書類
- b) 当社の責任は限られているため（6.5、13 および 14 を参照）、お客様が当社の要請を知っていたかどうかにかかわらず、その要請を無視して上記の物品を受託手荷物に入れていた場合、それらの物品が損傷、遅延、紛失したことによる費用、支出、損害について、当社は一切責任を負いません。これらの物品は、重量・寸法制限等当社規則に従った上で、機内持込手荷物に入れられなければなりません。
- c) 全ての受託手荷物は、適切な寸法および重量の制限内で当社規則に従わなければなりません。スポーツ用品などの扱いにくい大型の荷物については、手数料表に記載された追加料金の対象となります。



- d) 受託手荷物は飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。
- e) 安全及び保安を考慮して、当社は、個々の重さが 32kg を超える受託手荷物を受け付けられない権利があります。
- f) 9.5 に記載された場合を除き、当社間のフライトの乗り換え、およびの他の航空会社との乗り換えの際、受託手荷物を転送いたしません。ご自分の責任で受託手荷物転送サービスを利用するか、受託手荷物を受け取ってから次のフライトのチェックインを行ってください。再度受託手荷物のチェックインを行う際には、接続空港で入国審査および税関手続きを行っていただく場合がございます。お客様は必要なビザおよび旅行書類を予め準備する責任があります。

6.5 - 貴重品（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）  
当社は、超過分に対する保険または保険サービスを提供していません。当社は、お客様の貴重品の損傷または紛失による費用、支出、損失または損害に対する責任を一切負いません。

6.6 - 超過手荷物  
安全上の理由により、制限以上の機内手荷物を持ち込むことはできません（6.1 参照）。制限以上の受託手荷物をチェックインする場合、当社規則および該当する航空機の負荷状況により、超過料金の支払いによって受け付ける場合もございます。詳細は手数料表を参照してください。

6.7 - 検査／保安

- a) 当社、空港または政府従業員・職員は、次の権利を持ちます。
  - i. お客様に服装と身体を検査を要求します
  - ii. 手荷物検査または検閲を要求します
  - iii. お客様の同意にかかわらず、手荷物の検査または検閲をします
- b) 検査の結果、またはお客様が検査を拒否した場合、お客様と手荷物の搭乗を拒否し、お客様の手荷物を政府または空港の職員に引き渡す場合がございます。お客様が検査を拒否して搭乗拒否された場合、当社規則により、チケットは返金なしに没収されることがあります。
- c) 検査や点検によりお客様が危害を与えられた場合、または X 線検査によってお客様の手荷物が損傷した場合、当社は適用される条約または法律の限度を超える一切の責任を負いません

## 7 - チェックイン／搭乗

7.1 - チェックイン締切  
チェックインには締切があり、厳しく実施されることがあります。チェックインはチェックインカウンターの締切時間までに済ませ、必ず旅程表またはウェブサイトに記載されている空港カウンター、またはウェブチェックインの手順に従ってください。また、予約時に使用したクレジットカードの提示を求められる場合があります。特に指定のない限り、接続便では、各フライトの締切時間までにチェックインをお済ませください。接続空港では、入国審査および税関手続きを行う必要があります。お客様は、必要とされるビザと旅行書類を予め準備する責任があります。



## 7.2 - 搭乗券および手荷物タグ

当社は、搭乗券および受託手荷物用の手荷物タグを発行致します。これらの書類は、旅行が終わるまで大切に保管してください。

## 7.3 - 搭乗締切

遅くても出発時刻の45分前までには、搭乗ゲートにお越し下さい。

## 7.4 - 運送拒否

7.1 または 7.3 に記載の締切時間に間に合わなかった場合、当社は、お客様の搭乗を許可できない場合がございます。このような場合、当社規則により、運賃および関連する手数料や使用料が払い戻しされない可能性があります。

## 8 - 搭乗拒否

### 8.1 - 搭乗拒否の権利（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

お客様が予約を保有している場合でも、当社規則によって以下を含む事態が発生、または発生する可能性があるとして判断した場合、お客様と手荷物の運送を拒否する場合がございます（お客様が既に搭乗済みの場合でも、降機していただく場合があります）。

- a) お客様やお客様の手荷物を運送することで、航空機の安全または機内の人の安全や健康が危険にさらされている、またはその可能性がある場合
- b) お客様やお客様の手荷物を運送することで、機内の人の快適性を物質的に害する場合
- c) お客様を運送する事が、目的地あるいは出発地の政府の法律、規定、命令または移民方針に反する場合
- d) お客様が有効な旅行書類を持っていない様に見える場合、旅行書類が損傷しているか改造されてた様に見える場合、乗換する国に入国しようとしている、または有効な旅行書類を持っていない場合、旅行書類を飛行中に損傷した若しくは乗務員が要求した際に旅行書類の引き渡しを拒否した場合
- e) お客様が身体および手荷物の保安検査の実施を拒否した場合
- f) 予約をお持ちでないように見える場合
- g) お客様が、適用される法律、規則、規定、命令、本約款に従わなかった場合
- h) お客様が搭乗手続きを完了していないか、搭乗ゲートへの到着が締切時刻に間に合わなかった場合（7.1 および 7.3 を参照）
- i) お客様が、安全と保安に関して地上職員または乗務員の指示に従わなかった場合
- j) お客様が当社の医療条件を満たしていない場合（3.4 参照）
- k) お客様が特別なアシスタントまたは特別なアシスタントと対応が必要で、そのことを当航に事前に通知していなかった場合、あるいはそのことに対して当航と事前手配を行っていなかった場合（3.3 および 3.5 をご覧下さい）；
- l) 当社が、アルコールまたは薬物の影響を受けていると判断した場合
- m) 当社が、お客様が薬物の不法所持をしていると判断した場合
- n) 精神的、身体的状態がお客様ご自身、航空機、または機内の人に危険を与える若しくはその可能性があるとして判断した場合
- o) お客様が地上職員または機内の乗務員に対し、脅迫的、虐待的、侮辱的な発言を行ったか、その他脅迫的な態度をとった場合



- p) お客様が、搭乗手続き中または搭乗中に、犯罪を犯した場合
- q) お客様が、勤務中の地上職員または機内乗務員を意図的に妨害した場合
- r) お客様が、航空機または機内の人を危険にさらした場合
- s) お客様が脅迫した場合
- t) お客様が以前のフライトで違法行為を行い、再発の可能性があるとして判断した場合
- u) お客様が、予約に記載された本人であることを証明できない場合
- v) 適用される運賃、請求された料金または税金が支払われていない場合や、当社とお客様（または運賃の支払者）との間で合意されたクレジット契約が遵守されていない場合
- w) 運賃の支払いに使用したクレジットカードに、紛失または盗難の届出がある場合
- x) 運賃の支払いまたは座席の予約に際し、不正行為またはその他の違法行為が関わっている場合
- y) お客様の予約が以下に該当する場合
  - 1) お支払いがなされていない
  - 2) 譲渡されている
  - 3) 当社および正規代理店以外から購入された
  - 4) 当社または正規代理店によるものではない変更がある、切断されている、あるいはその他の理由で判別できない
  - 5) 偽造である、または他の理由で無効である
- z) 有効な航空券を入手しているか否かに関わらず、以下の搭乗拒否通知が弊社により発行された場合

#### 8.2 - 償還請求権無し

お客様は 8.1 および 14.8(a) に記載のある状況に従い、以下を理解し同意いただいたこととみなします。

- 運賃及び関連する手数料と使用料は没収され返金されません
- また、当社は 8.1 または 8.2 に従いこれらにおけるお客様への一切の責任を負わないこととします。

#### 8.3 - オーバーブッキング

航空会社の便は、オーバーブッキング（利用可能な座席以上の予約が受け付けられていること）される場合がございます。その場合、当社はおお客様の搭乗を拒否する、もしくは座席のクラスを下げる（ScootPlus クラスからエコノミークラスへの降格など）といった対応をすることがあります。お客様がオーバーブッキングによって搭乗拒否され、8.1 に記載の条項に当てはまらない場合、当社は、可能な限り迅速におお客様の予約に記載された目的地への運送を行うこととします（救済処置）。またお客様は、[現地の法律や政府の規制](#)による権利を所有し、適用される法律が存在しない場合は、当社の方針に応じて追加の権利を所有します（「救済権利」）。但し、お客様が第7項に記載されるチェックインおよびご搭乗の条件を満たしていない場合は、これら救済処置および救済権利は適用されないことをご了承ください。

#### 8.4 - 搭乗拒否通知

当社は独自の裁量において、今後取引を一切しないことを決定した旨を記した通知を発行することで（以下「搭乗拒否通知」といいます）将来の旅行や予約を通じた運送



約款の契約を拒否する場合があります。

搭乗拒否通知には取消しまでの時間的期限およびその他の条件を設け、それらが満たされた時点で旅行や予約を再び許可する場合がありますが、これらの時間的期限および条件は必ず設定されるとは限りません。

搭乗拒否通知が発行され適用されている場合、直接および間接的に当社の航空券を購入することができなくなります。有効な航空券を所有している場合でも、お客様とお客様の荷物を運送する権利を有します。

お客様に対して搭乗拒否通知が適用されているにもかかわらず航空券を購入した場合（あるいは第三者に代理で購入させた場合）返金は一切されません。

## 9 - スケジュール変更／取消

### 9.1 - スケジュール時間

- a) 当社は、お客様の旅程表に記載の日付・時刻通りの運送を努めますが、スケジュール時間の確約及び補償は致し兼ねます。スケジュールは随時変更される可能性があり、本約款における当社との契約の一部を構成するものではありません。
- b) 当社または指定代理店によって提供されたお客様の旅程表には、出発の日付と時刻が記載されています。これらに変更があった場合、当社または指定代理店が、可能な限り十分な余裕を持って有効な電子メールアドレスや携帯電話などによりお客様に通知するように努力いたします。当社および指定代理店がお客様に連絡を試みたくにもかかわらず、無効なメールアドレスや携帯番号の登録等によりお客様と連絡がとれなかったことによって生じる損失に対し、当社は一切責任を負いません。フライト前に必ずスケジュールの日付と時刻に変更がないかご自身でご確認ください。適用される条約または適用法により規定されている場合を除き、お客様ご自身の確認不足によって生じる損失・損害に対し、当社は一切責任を負わないものとします。

### 9.2 - スケジュール変更：お客様の選択（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

当社が、出発時間の24時間以上前までに大幅なスケジュールの変更（出発時間が4時間以上変更）・キャンセルを行わなければならない場合、当社または指定代理店は、9.1.bに記載の方法でお客様にこれを通知し、お客様は次の選択ができます。

- ご予約にある変更されたフライトの14日以内に、同じ出発地と目的地の当社の別の便を追加料金なしで再予約するか、当社がその目的地にサービスを提供しなくなった場合、追加料金なしで当社フライトの他の目的地への再予約が可能
- 第三者（旅行代理店等）からご購入の商品代金とサービス料分を除いた旅程の金額と同価格以上のバウチャー（発行日から24ヶ月以内の搭乗に利用可能）
- 第三者機関からご購入の商品代金とサービス料分を除いた金額を当初お支払い頂いた方法で払戻し
- 当社のスケジュール変更またはキャンセルポリシーの規定のうち、お客様の[法域](#)で適用されるその他の選択肢



- 当社がその目的地へのサービスを行わなくなった場合、関連する運賃および税金と手数料料の払い戻し

### 9.3 - フライトの遅延・キャンセル(当社起因の場合) (本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません)

出発時刻の24時間以内に、当社のフライトが遅延およびキャンセルされた場合、可能な限り迅速に同じ出発地と目的地の当社フライトを、追加料金なしで手配します。当社がフライトを提供できない場合、またはお客様ご自身がお旅行を延期される場合、当社は旅程金額と同価格以上のバウチャー(発行日から24か月間有効)を提供するか、当初お支払い頂いた方法で払い戻しいたします。どちらの場合も第三者(旅行代理店等)からご購入の商品代金とサービス料は対象となりません。

条約または適用法に記載されていない限り、当社起因によるフライトの遅延またはキャンセルの結果生じたあらゆる費用などに対し、当社は責任を負いません。ご旅行の際には総合的な旅行保険の購入を強くおすすめいたします。

### 9.4 - フライト遅延・キャンセル(不可抗力の場合) (本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません)

不可抗力の場合とは、出発地および目的地またはその経路における天候事由、スクート社員以外における従業員によるストライキ、航空交通管制による要求・規制、滑走路の閉鎖を含みます。但し、これに限定されるものではありません。

お客様のフライトが不可抗力によりキャンセルとなった場合、当社は可能な限り迅速に同じ出発地と目的地の当社フライトを、追加料金なしで手配します。当社がフライトをご提供できない場合、またはお客様ご自身が旅行を延期する場合、当社は旅程金額と同価格以上のバウチャー(発行日から24か月間有効)を提供いたします。どちらの場合も第三者(旅行代理店等)からご購入の商品代金とサービス料は対象となりません。条約または適用法で規定されている場合を除き、当社は不可抗力による遅延やキャンセルの結果として生じる、お客様の費用や支出に対する責任を一切負いません。お客様にはご自身で海外旅行保険にご加入いただくようお勧めしております。

### 9.5 - 接続便

当社のフライトは区間ごとに販売されています。接続便が当社か他の航空会社によるものであるかどうかにかかわらず、乗り継ぎを希望される場合には十分な余裕を持ってご予約してください。スクートとシンガポール航空間、またはスクートとシルクエア間での乗り継ぎではない場合、あるいは、シンガポール経由での乗換の際に降機後、搭乗ゲートへ直接立ち入りが可能となるサービス、スクートスルーを購入している、もしくはその権利を持っていない限り、到着便を降りた後、税関と入国審査を通過し、手荷物(ある場合)をお受取になってから出発チェックインカウンターへ向かい、乗継便の運航会社の規則に従ってチェックインをしてください。もし乗継便が国際線である場合は、出国手続きが必要となります。

13.2に従い、同じ旅程内にスクートとシンガポール航空間、またはスクートとシルクエア間の乗り換えがない場合、当社または提携航空会社は、フライトが同じ旅程内にあった場合や、フライトが遅れたために乗り換えができなかった場合でも、



それによって生じる費用や支出に対し、当社は一切責任を負いません。お客様はご自身で海外旅行保険に加入するようにしてください。

特に明記していない限り、当社または他の航空会社の到着便や出発便の遅延により乗り継ぎできなかったお客様は、ご自身のご負担において次のフライトを予約する責任があります。ご予約に、シンガポール経由の際のスクートスルーサービスまたは、ヴァージンオーストラリアへの乗継ぎを含むお客様に限り、運賃の差額を支払わず一定の予約変更手数料のみで、同じ航空会社による次に使用可能なフライトを再予約する権利があります。この規定は、同旅程にての乗換にのみ適用されます。乗り継ぎができなかった際の予約変更については、お客様ご自身で該当する航空会社の地上職員にお問い合わせください。

#### 9.6 - 復路のキャンセル

乗り継ぎ便または復路便を含む旅程内の最初のフライトをご利用頂かなかった場合、そのフライトの出発時刻から 48 時間以内にスクートコールセンターにご連絡をいただけなかった場合、他の予約はキャンセルされます。ご連絡をされないことによるお客様の損失及び損害において、当社は一切責任を負いません。お客様はご自身で包括旅行保険に加入するようにしてください。

お客様がフライトに乗り遅れてしまい、その後のフライトに何らかの影響があった際、お客様がご予約された乗換便または復路便を維持することを望まれる場合で、当社または指定代理店に有効な電子メールアドレスや携帯電話番号などの連絡先情報をお伝えいただいている場合には、できるだけ早く SMS や電子メールによってお客様に通知します。当社または指定代理店は、お客様に連絡を試みた後にお客様と連絡が取れなかった場合、それによって生じるお客様の損失損害に対して一切責任を負わないものとします。いずれにせよ、通知を受けたかどうかにかかわらず、予約の最初のフライトにご搭乗できなかった場合、お客様は、乗換便または復路便について、スクートコールセンターにご連絡頂き確認して頂く責任がございます。

### 10 - 到着／搭乗後

#### 10.1 - 手荷物受取

お客様は、必ず自分の受託手荷物をお受取ください。

#### 10.2 - 手荷物紛失

受託手荷物が見当たらなかった場合、お客様は手荷物タグを持って、当社職員または指定代理店に、該当する条約によって規定された制限時間内に、出来る限り早く通知して下さい。

#### 10.3 - 手荷物の引き渡し

受託手荷物の受取りは、手荷物タグに記載されているお客様のみ行うことができます。手荷物タグを提示できない場合、お客様に手荷物をお引き渡しするために、次のことを要請します。

- 手荷物を受取るための権利として十分な証拠を提示
- 引き渡しの結果として生じる損失、損害または費用を当社に払い戻すことを書面にて約束する



- 関連する当社の規定及び指示に従う

#### 10.4 - 当社による荷物処分

- お客様が受託手荷物のお受取をせず、フライトの到着から14日以内にお問い合わせがない場合は、お客様にご連絡をしてそれがお客様の手荷物であるか確認します。お客様の物と判断できなかった、あるいは連絡が取れなかった場合においては、通知することなく寄付または他の方法でそれを処分することができ、当社は一切責任を負いません。
- 荷物がお客様の物であることが判明し、お客様が荷物を引き取りたい場合、当社は該当する空港のレートで保管料金を請求することができます。
- お客様がフライトを降りてからの受託手荷物について、あるいは、お客様が空港に所持品を置き忘れたことによって生じるお客様の損害・損失について、当社は一切の責任を負いません。

#### 10.5 - 間違った手荷物の回収

間違った受託手荷物を受け取ってしまった場合は、その荷物を受け取った場所にいる当社職員または指定代理店に、お客様の負担で迅速に返却してください。正当な所有者に荷物を返却するために生じる費用は、お客様ご自身の負担となります。

### 11 - 払い戻し（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

#### 11.1 - 払い戻し

法律や政府の規制により要求される場合、または本約款に記載の場合を除き、未使用、または部分的に使用された航空券運賃、付随品、関連手数料、使用料、燃油サーチャージ、税金等は、一切払い戻しされません。

万一予約されたフライトを利用しなかった場合、運賃及び関連する手数料および使用料は払い戻しされず、没収されます。

第三者の商品またはサービスの払い戻しは、プロバイダーの契約条件によって規定されており、第三者サービスプロバイダーを介して請求されなければなりません。

### 12 - お客様の責任

#### 12.1 - お客様の責任

当社は、飛行前、飛行中、飛行後のすべてにおいてお客様の快適なご旅行を望んでいます。

- お客様は、ビザ、医療関連、目的地の詳細を含むこと、更にはそれに限定されるものだけでなく、旅行前の準備すべてに対して責任を持つこととします(3.1参照)。
- 政府や空港職員、または当社が行うセキュリティチェック（保安検査）に従わなければなりません。
- 当社、税関や他の政府関係者の要求があった場合、お客様は受託手荷物、機内持込手荷物検査に同意しなければなりません。



## 12.2 – 機内での行動

全てのお客様の安全と快適を最大限に守るため、次の項目および、搭乗中は当社乗務員すべての指示に従わなければなりません。

- 機内手荷物は前の座席の下、またはオーバーヘッドロッカーに収納してください
- 飛行中に機内手荷物が動くことがあるので、オーバーヘッドロッカーを開く際はお気をつけください
- 座席にご着席の際は、シートベルトを着用してください
- 乱気流による揺れがひどい時は座席に戻り、シートベルトを着用してください
- 特に滑走路内を走行している時などは、指示に従って着席しててください
- 携帯電話、ノートブックパソコン、タブレット、レコーダー、ラジオ、CDプレイヤー、MP3プレイヤー、電子ゲーム、レーザー製品や送信器、トランシーバー、リモートコントロールによる玩具やラジコン玩具など、飛行妨害の可能性がある電子機器を操作しないでください。これに関してお客様が当社の要求に従わない場合、到着するまでデバイスをお預かりすることがあります。補聴器と心臓のペースメーカーは使用していただけます
- 禁煙(12.5 参照)
- アルコールは適度に、スクートの機内でお出しするアルコールのみお召し上がりください
- 子供用シートベルトは、指示通りご使用ください
- 他のお客様に迷惑となる行為はしないでください

## 12.3 – お客様の管理

お客様の安全及び快適性を維持するため、お客様が以下のような行動を取った場合、押さえつけたりあるいは降機させたり、今後当社のサービスの利用を拒否したりする場合がございます。

- 航空機または機内の人や物を危険にさらすような行動をとった場合
- 乗務員を妨害したか、または乗務員の指示に従わない場合
- 他のお客様に迷惑となる行為
- 搭乗中に職務を行っている乗務員を妨害する
- 航空機またはその機器の改造または毀損
- 裁判所、仲裁裁判所、あるいはその他の関連当局に繰り返し軽薄な苦情をいれた場合および当社のスタッフや代理人に対していかなる方法で嫌がらせをした場合当社がお客様を機内から降りて頂く必要があると判断した場合、当社におけるお客様の運送を今後拒否することがあります。また、機内における犯罪によって起訴されることがあり、払い戻しが受けられないことがあります。

## 12.4 – 目的地外着陸費用

12.2 と 12.3 に記載にあるようなお客様の不適切な行動によって目的地以外の空港への着陸を行う場合、それに関連するすべての費用はお客様の負担となります。これは燃油サーチャージ、離着陸料金また駐機料金などを含みますが、これらに限られません。

## 12.5 – 禁煙

喫煙と電子たばこのご利用は、全てのスクート便において禁止されています。



## 12.6 – 入国拒否

お客様が目的地の入国管理当局によって入国を拒否された場合には、次の規定が適用されます。

- a) 当社は、入国拒否された場所までの運送、または本国送還にかかる運賃、関連する手数料、税金などを払い戻し致しません。
- b) 政府の命令により、当社がお客様を出発地または他の目的地に運送する場合は、お客様は、適用運賃および手数料と税金を支払うことに同意するものとします。
- c) 入国拒否、強制退去、その他の法律、規制、要求や命令の違反に起因する罰金、費用または手数料を支払う責任はお客様にあります。これらの理由のために当社が費用を負担した場合は、お客様は代理人への手数料を含む全額を、速やかに当社に弁償することに同意します。速やかに当社に弁償することができない場合、当社がその金額をお客様のクレジットカードに請求することを許可します。
- d) お客様は上記の支払いのために、当社がお客様の旅程上で未使用分の金額または、当社が所有するお客様の資金をあてることができることを認めるものとします。

## 12.7 – コンプライアンス、保安検査

途中降機や乗り継ぎの経由地など、お客様の旅程のどの部分においても、あらゆる国、州、または地域の法律、規制、命令、要求、および必須事項を遵守すること、また当社が定める約款、通知、指示に従うことは、お客様自身の責任となります。お客様は、政府機関、空港職員、または当社による保安検査または健康診断を受けるものとします。当社は、必要書類の入手、または、法律、規制、命令、要求、通知、必須事項、指示（口頭、書面、その他のいずれかを問わない）の遵守、あるいは、かかる書類の入手、または上記事項の不遵守に起因するお客様への影響に関して、一切の責任を負わないものとします。

## 13 – スクートの責任（本節に記載される内容はアメリカ合衆国発着便には適用されません）

### 13.1 – スクートの運送約款

お客様の予約内容または当社ホームページに記載される本約款は、お客様に対する当社の責任です。お客様の旅程に含まれる他の航空会社の責任は、各航空会社の運送約款によって規定されます。

### 13.2 – 条約による規定

国際輸送機には、適用される場合には条約によって規定されており、それが適用されない場合には、本約款または適用法によって規定されます。当社の責任は、死亡やケガおよび手荷物の破損や紛失、または損傷、遅延に制限される場合があります。

### 13.3 – お客様による過失

損傷がお客様に起因するものであることが証明された場合、当社の責任は、適用法に従って減少されます。



#### 13.4 – 死亡／ケガ人に対する当社の責任

##### a) 国際旅行

- i. 条約の第 17 条の下で生じた回復可能な補償的損害賠償の場合(条約がお客様の旅に適用される場合)、合計 128,821SDR (\$241,373 シンガポールドル相当) 以内であれば、当社の責任は排除または制限されませんが、適用される法律に従い、異なる責任制限が規定されている場合、その制限が適用されることとします。しかし、お客様がその損傷の原因となったか若しくは起因の元となった場合、当社の責任はその分に応じて軽減されます。
- ii. 第 17 条の下で生じた損害に対して、各お客様への代償が 128,821SDR (\$241,373 シンガポールドル相当) を超過した場合、適用される法律に従い、異なる責任制限が適用された場合その制限が適用されますが、次のことが証明された場合、責任を負いません。
  - 1) 当社または当社の代理人の過失、その他の不正行為または怠慢が原因ではなかった場合の損傷
  - 2) 第三者の過失またはその他の不正の行為または怠慢が唯一の原因であった場合の損傷

##### b) 一般

- i. 13.2 に従い当社は、お客様の身体状況に起因するあらゆる疾病、傷害または身体傷害（死亡を含む）に対し、あるいはそのような身体状況の悪化に対し、法的責任を負いません。
- ii. 適用される法令によって異なる場合があるが、神経性ショック、精神医学や心理学的損傷、傷ついた感情、苦悩、苦痛、悲しみ、不安等に対し、その原因や申し出の根拠にかかわらず、当社は責任を負わないものとします

#### 13.5 – 手荷物破損における当社の責任

##### a) 国際旅行

- i. 国際旅行では、手荷物の紛失または破損に対する当社の賠償責任については、該当する旅行に適用される法律や条約によって制限されます。例えば、ワルソー条約が適用される場合、制限は 1 キロあたり約 20USドル（約 25 シンガポールドル）となります。

##### b) 一般

- i. 当社は、当社の航空会社コードとして予約された航空機による運送中に発生した、重大な損傷・破損に対してのみ責任を負います。当社が別の航空会社のフライト用に手荷物をチェックインした場合、その航空会社の代理として行います。しかし、受託手荷物に関しては、お客様は、最初または最後の航空会社に対して申告する権利を所有しています。
- ii. 当社は、機内持込手荷物の損傷が我々の過失によるものでない限り責任を負いません。
- iii. 当社はおお客様自身の手荷物が損傷の原因となる場合、責任を負いません。また、お客様の手荷物によって当社や他のお客様の所有物または他のお客様によって損傷した場合、お客様の責任となります。
- iv. 当社は、手荷物の小さなかすり傷、擦り傷、へこみ、亀裂や切り傷など、通常の摩耗について、または、不適切な詰め方、腐敗しやすい、ま



たは壊れやすい物の破損、非防水用手荷物の濡れ、荷物タグ、荷物ベルト、バッジ、ハンドル、車輪部分、ジッパーやロックなどの外部固定具の損傷について責任を負いません。

法律によって要求される場合を除き、当社は、受託手荷物の中身の損傷・紛失・遅延に対する責任を負いません。これには壊れやすいまたは腐りやすい物や、現金、宝飾品、貴金属、コンピューター、パーソナル電子機器、株券、債券その他の貴重な文書、パスポートその他の身分証明書などの特別な値を持つ貴重品を含みますが、これらに限られるものではありません。

### 13.6 – 制限されている荷物

- 大きな釣竿、自転車、スクーター、サーフボード、ボディボード、スノーボード、スキー等及びそれに限定されないスポーツ用具は、航空機内に十分なスペースがある場合に限りお預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入することをお勧め致します。
- ベビーカー、バギー、カーシート等及びそれに限定されない幼児用荷物は、航空機内に十分なスペースがある場合に限り、お預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入するようにしてください。
- ラッパ、クラリネット、フルート、ピッコロ、トランペット、バイオリン、ビオラを含むがこれに限定されるものではない楽器類は、航空機内に十分なスペースがある場合に限り、お預かりします。当社では、このような荷物を「制限されている荷物」（損傷または遅延の責任はお客様が負います）としています。このような荷物用の保険に加入することをお勧め致します。

### 13.7 – 一般

- a) 当社は法律や政府の規制を遵守すること、またはお客様がそれを遵守しないことに起因するいかなる損害についても責任を負いません
- b) 本約款（責任の排除や制限を含む）は当社及び当社の指定代理店、従業員および代表者と代理人のためのものであり、同等に適用されます。お客様が当社及び当社の指定代理店、従業員、代表者および代理人からうける賠償額の総額は、当社がお客様に負う債務総額を超過しないものとします
- c) 本約款の規定を除いて、当社の責任は証明された補償における損害賠償に限定されます。当社はいかなる状況においても、
  - (i) いかなる利益、収入、契約、販売、予想される貯蓄または名声や評判の損失
  - (ii) 間接的または派生的な損害
  - (iii) 非補償的損害に該当するいかなる損害  
に対する責任は負わず、当社の責務は本運送約款で規定された責任を決して超えないものとします
- d) 本運送約款は、
  - i. 当社によって特別に明記がある場合を除いて、適用される法律に基づき、当社が持つ責任の排除または制限を放棄するものではありません
  - ii. 乗客の死亡・損害・その他の身体的損傷に対して支払いを行うべき、または支払いを行った公的社会保険団体または個人に対して適用される法律に基づき、当社が利用可能な防衛を放棄するものではありません



- e) 条件または保証の違反に対する責任：当社は、運送に関連して発生する費用、支出、損失または損害について、それがいかなるものであっても、法律で認められている範囲内で一切の責任を排除します。不正行為に関する特約条項（the Unfair Contracts Terms Act）（396 条）や同様の法律が排除できない条件や保証について言及している場合、条件または保証の違反に対する当社の責任は、サービスをもう一度提供するか、そのサービスをもう一度提供する際にかかる費用を支払うことに限定され、当社の規定によって決定されます

## 14 - アメリカ合衆国発着便に適用される追加条項

### 14.1 特別サービス

- a) お体の不自由なお客様が以下に記載されるいずれかのサービスを受ける場合、当社は該当のお客様に、搭乗 48 時間前までの事前報告と、国際線の通常のチェックイン時間より 1 時間前にチェックインすることを義務付けています。
  - i. 車椅子や他の補助器具に使用される電池を入れる危険物用パッケージの提供
  - ii. 8 時間以上の飛行を予定するフライトでの介助動物の輸送
  - iii. キャビン内における精神介助動物の輸送
  - iv. 集団として予約および旅行をする 10 人以上の認定障がい者への対応
  - v. 著しい視覚および聴覚障がいを持つ搭乗者への対応
- b) 旅行介助が必要な場合
  - i. 安全性の観点から当社が介助を必要と判断した場合、当社は以下に記載される項目に当てはまる障がいのある個人に対し、航空輸送の条件として介助者と共に旅行することを要求する場合があります。
  - ii. 精神障がいや原因で、必須の安全説明を含む当社の安全手順が理解できない、またはそれに対し適切に反応できない。
  - iii. 身体運動能力の障がいや著しいために機外脱出の際に自分で動けない。
  - iv. 視覚および聴覚に著しい障がいがあり、当社の職員が必須の安全説明を適切に伝えられる伝達手段を確立できない。
- c) 当社が必須と判断した介助者に対し座席を提供できない場合は、一人分の予約のみ確保した障がいのあるお客様は搭乗することができず、この場合搭乗拒否の補償の対象となります。

### 14.2 医療サービス

- a) 搭乗者によって持ち込まれた携帯用酸素濃縮装置
  - i. 当社は、米連邦航空局（FAA）の特定の要請に従い、事前に承認された携帯用酸素濃縮装置（POC）を無料で機内に持ち込むことを許可しています。POC を利用される搭乗者は、少なくとも搭乗 48 時間前までにその旨を当社に通知し、通常のチェックイン時間より 1 時間前にチェックインしなければなりません。承認された POC のモデル型についての詳細は、当社ウェブサイトをご覧ください。
  - ii. POC は障がいのある搭乗者のための介助器具です。それゆえ機内で実際に使用されるかにかかわらず、受託手荷物あるいは機内持ち込み手荷物の制限には当てはまりません。POC を利用される搭乗者は、非常出口付近および最前列に座ることはできません。また、離着陸時に POC を利用される搭乗者は、通路側の座席に座ることはできません。
  - iii. POC 機器が壊れた場合、POC の電源となるバッテリーが壊れた場合、または当該搭乗者あるいは POC を使用または所有する他の人物によりその他の紛失



やダメージが疑われた場合、いずれにおいても当社の重大な過失または故意の違反行為が原因でない限り当社はその責任を負いません。

### 14.3 追加座席および大きなサイズのお客様

- a) 追加座席が必要またはご希望のお客様は、事前に最低でも旅行出発日 3 日前までにスクートコールセンターへお知らせください。その際の料金は、2 名様分の通常運賃となります。隣接席を確保するために事前座席指定が必要となるため、別途手数料表に記載されている座席指定料金が追加されます。ご予約は座席の空席状況に左右されますので、必ずスクートコールセンターを通して行ってください。提携航空会社による運航便をご利用で追加座席をご希望または必要なお客様は、その他の方法では追加座席をご購入いただけない場合があります。
- b) 大きなサイズのお客様は隣接したお座席の購入または ScootPlus にアップグレードしていただき、その際に適用される 2 名様分の座席指定料金をお支払いいただく場合があります（該当する場合）。ご搭乗予定の便に隣接した座席および ScootPlus の空席がなかった場合は、空席のある後続便にて 2 名様分の隣席したお座席または ScootPlus へのアップグレードを再度ご購入いただく必要があります。大きなサイズのお客様が ScootPlus へのアップグレードあるいは隣接する追加座席の購入を行わないと判断された場合は、当社はお支払い頂いた座席料金を全額お返しします。

### 14.4 介助動物

- a) 介助動物または精神介助動物として機内に搭乗を許されるのは犬のみです。
- b) 介助犬とともに搭乗する予定（48 時間以上のフライトの場合）または精神介助犬とともに搭乗する予定（飛行時間に制限なし）の場合は、ご出発予定日の少なくとも 48 時間前までにその旨を当社に通知しなければなりません。また、通常のチェックイン時間より少なくとも 1 時間前にチェックインする必要があります。
- c) ご予約時または空港でのチェックイン時に、同伴する犬が介助犬であることを証明する必要があります。精神介助犬以外の介助犬の場合、証明は ID カード、他の書類、タグ、または飼い主の信頼性のある口頭での保証のいずれかで行なえます。
- d) 8 時間以上を予定するフライトにおいて介助犬を同伴する場合、介助犬がフライト中に排尿/排便する必要がないこと、あるいは健康衛生上問題のない方法でフライト中に排尿/排便を行えることを証明する書類の提出が必要であり、その書類は介助犬がどのように排尿/排便し、お客様がどのように排泄物を処理するかを説明していなければなりません。お客様はこのために必要な吸収シートまたはその他の物品をご自身で持参する必要があります。当社は、介助犬が登録されている獣医の署名発行する証明書の取得をおすすめいたします。
- e) *精神介助犬*を同伴される場合、以下の 2 種類の書類を提出しなければなりません。
  - i. 犬がフライト中に排尿/排便をする必要がないこと、あるいは健康衛生上問題のない方法でフライト中に排尿/排便を行えることを証明する関連書類。その書類は犬がどのように排尿/排便し、お客様がどのように排泄物を処理するかを説明していなければなりません。お客様はこのために必要な吸収シートまたはその他の物品をご自身で持参する必要があります。当社は、介助犬が登録されている獣医の署名発行する証明書の取得をおすすめいたします。
  - ii. 搭乗予定日から一年以内に精神保健専門医（精神科医、心理学者、医療ソーシャルワーカーなど）によって署名発行された証明書。精神保健専門医のレ



ターヘッドに、以下の事項が記載されている必要があります。(a) お客様は精神疾患の診断・統計の手引(第4版)に記載される精神/感情疾患があること、(b) 渡航中あるいは旅行先、またはその双方においてお客様が精神介助犬を必要とすること、(c) 証明書は精神保健専門医によって提供されており、搭乗者は当該専門医の診断を受けていること、および(d) 精神保健専門医の資格取得日、資格の種類と資格を発行した国家または管轄区域。

- f) 必要書類が提出されなかった場合、介助犬を乗客キャビンに入れることはできません。お客様が適切なケネルを提供し、スペースのある場合に限り、機内の貨物室に無料でお預かりします。
- g) 通路やその他のエリアを介助犬が塞がないようにするため、必要な場合はお客様のお座席を変更する場合があります。その他のエリアとは、緊急脱出を容易にするために一切障害物を置いてはならない非常口列などを意味します。
- h) ご搭乗前には十分に運動させたり水分摂取の制限をしたりして、介助犬をフライトに備えておくことをおすすめいたします。
- i) 離着陸時またはシートベルト着用サインの点灯時には、介助犬に安全ハーネスを使用することをおすすめいたします。
- j) ゲートまたは機内において、唸る、飛びつく、あるいは他人を噛み付こうとするなどの攻撃的あるいは脅威行為を介助犬が行わないようにすることはお客様の責任です。介助犬がこのような行為を行った場合、お客様が適切なケネルを提供し、スペースのある場合に限り、貨物室に無料で移動いたします。
- k) 介助犬または精神介助犬が目的地入国において必要とされる全ての書類を用意するのはお客様の責任です。これらの書類には、ワクチン接種、治療および検査に関する書類が含まれます。

#### 14.5 税金と使用料

お客様は、政府機関、自治体、航空会社、空港当局から課せられる全ての税金、使用料、追加料金および手数料(「税金と使用料」という)を支払わなければなりません。また、予約に関し、事務手数料および使用料を当社に支払わなくてはなりません。通常、税金と使用料はお客様のチケットに別々に記載されます。

#### 14.6 手数料

当社が宣伝、販売した第三者による商品またはサービスの支払いについては、そのサービスプロバイダーの利用規約に規定されます

#### 14.7 手荷物

##### a) 手荷物許容量

- i. 一定量の機内持込手荷物は、本約款(14.7 (b)、14.7 (c))を参照および旅程表に指定された運賃商品の運賃規則(「運賃の規則」を参照)の規定に従う範囲で機内に持ち込むことができます。座席の支払いをしていない幼児には、機内持込手荷物の許容量はありません。
- ii. 受託手荷物許容量は運賃商品によって異なります。受託手荷物許容量が含まれていない運賃商品もありますが、最小限の受託手荷物許容量が無料で含まれている運賃商品もあります。お客様の受託手荷物許容量は、旅程表に指定され、記載されている運賃商品によって異なります。より詳しい情報については、運賃規則を参照してください。受託手荷物は、本約款の条項に従ってください。座席の支払いをしていない幼児には、受託手荷物の許容量はありません



- iii. 複数航空会社によるサービスの場合、手荷物許容量は区間ごとに異なります。手荷物の許容量を追加することはできますが、区間ごとに別々の手数料および使用料を支払う必要があります。

b) 禁止されている危険物

当社は、以下の運送または運搬を許可しないため、受託手荷物または機内持込手荷物としてお持ちいただくことはできません。

- i. 通常の注意と取扱いにより安全に輸送できるよう、スーツケースやその他の適切な容器に正しく梱包されていない物品
- ii. 適用される国内法または国際法、規制、命令により禁止されている危険物
- iii. 弾薬などのあらゆる種類の武器
- iv. 爆発物、可燃性または不燃性ガス（エアロゾル塗料、ブタンガス、ライター用リフィルなど）、冷凍ガス（スキューバダイビング用空気タンク、液体窒素など）、可燃性液体（塗料、シンナー、溶剤など）、可燃性固体（マッチ、ライターなど）、有機過酸化物（樹脂など）、毒物、感染性物質（ウイルス、細菌など）、放射性物質（ラジウムなど）、腐食性物質（酸、アルカリ、水銀、温度計など）、磁気物質、酸化物質（漂白剤など）
- v. 航空機、機内の人若しくは財産を危険にさらす可能性のある物品、または、国際航空運送協会（IATA）の定める危険物規定（Dangerous Goods Regulations）に記載された物品など危険である物品あるいは危険になり得る物品。詳細は当社にてご確認ください
- vi. 危険であるという理由、または重量、寸法、形状、性質、壊れやすさ、腐敗しやすいなどの理由により、運送には妥当ではないと当社が合理的に判断した物品
- vii. 人または動物の遺体
- viii. 動物（14.4に記載されるアメリカ合衆国発着便における介助犬以外）
- ix. リチウム電池や発火装置などの危険物が組み込まれたブリーフケースおよびアタッシュケース
- x. 催涙ガス、唐辛子スプレーなど、刺激物や身体機能を奪う物質が含まれた物品は完全に禁止されています。

c) 持込手荷物制限

- i. 全ての機内持込手荷物は、適用される寸法と重量の当社規則に従ってください。鉄製であるかどうか、種類や長さにかかわらず、ナイフ、鋭利な刃物や切ることを目的とした物品、編み棒やスポーツ用具は、機内持込手荷物に入れず、受託手荷物に入れなければなりません。これらは、機内持込手荷物の中あるいはご自身で所持していただけません。万が一お客様が所持していた場合、通知することなしに処分され、返品されません。適用される寸法と重量の範囲内で規格外サイズの物品は、スペースのある場合機内に持ち込み頭上コンパートメントに收容することができます。この物品の重量は持込手荷物制限に含まれます。頭上コンパートメントに收容できない場合は、手数料表にある追加手荷物料金を支払って受託手荷物として預けるか、または持込手荷物として適切なサイズおよび重量であれば座席にしっかりと安全に結びつける必要があります。後者の場合は、料金表に提示される乗客一人分の料金および座席指定料金を支払って追加座席を購入することになり、乗客一人につき物品2個まで許されます。全ての規格外サイズの物品は、ソフトシェ



- ルまたはハードシェルのケースの中に適切に収められていなければなりません。
- ii. 注射針を所持しているお客様は保安検査場にてその旨を告知して頂く必要があります。可能な場合には、お客様の健康状態を証明する書類または身分証明書を提示してください。医療品類は、その内容や製造元の名前等の詳細が記載されたラベルや薬局のラベルが貼ってある必要があります。ご質問等がある場合は、当社までお問い合わせください。
  - iii. 当社は、受託されていない手荷物（個人的な物品を含む）のいかなるダメージに関しても、そのダメージが当社または当社の乗務員等の行為の結果でない限り、その責任を負いません。
  - iv. 受託されない手荷物は、飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。
  - v. 特別な物品のうち、機内持込手荷物の一部として持ち込むことは禁止されているが、14.7(a)(ii)に記載される受託手荷物の制限外として預けられるものは、次の物です。
    - 1) バシネット
    - 2) カーシート
    - 3) ベビーカー
    - 4) 松葉杖\*
    - 5) 移動支援機器およびその他の支援機器（車椅子や歩行器を含みますがこれに限りません）

\*機内持込手荷物として持ち込むことも可能ですが、各空港当局による保安検査の許容範囲と同様に、14.7(c)(i)に記載される要件に従うものとします。
  - vi. 当社は、支払い済みの追加持込手荷物に該当する荷物も含め、種類、分類にかかわらず、すべての機内持込手荷物を検査する権利を所有します。お客様は、時間に余裕を持ってご搭乗するようにしてください。
  - vii. 複数航空会社による運送の場合、各フライトにおいて異なる航空会社の機内手荷物利用規約が適用されます。
- d) 受託手荷物制限
- i. 次のものを受託手荷物に入れしないでください。
    - a. 壊れやすいものや腐敗しやすいもの
    - b. コンピューター
    - c. 現金、宝飾品、貴金属、銀製食器などの高価な物
    - d. 契約書類、株券、証券などの貴重な書類
    - e. カメラ
    - f. パーソナル電子機器類
    - g. 電子タバコ
    - h. 商品、ビジネス書類
    - i. パスポート、その他身分を証明する旅行書類
  - ii. 全ての受託手荷物は、適切な寸法および重量の制限内で当社規則に従わなければなりません。スポーツ用品など当社が扱いにくいと判断した大型の荷物については、手数料表に記載された追加料金の対象となります。
  - iii. 受託手荷物は飛行中における通常の揺れや空圧などに十分耐えられ、ダメージを受けない（僅かな摩耗などは除く）丈夫なものでなくてはならず、適切に施錠されていなければなりません。



- iv. 安全及び保安を考慮して、当社は、個々の重さが 32kg を超える受託手荷物を受け付けない権利があります。
  - v. 9.5 に別途記載された場合を除き、当社間のフライトの乗り換え、およびの他の航空会社との乗り換えの際、受託手荷物を転送いたしません。ご自分の責任で受託手荷物転送サービスを利用するか、受託手荷物を受け取ってから次のフライトのチェックインを行ってください。再度受託手荷物のチェックインを行う際には、接続空港で入国審査および税関手続きを行っていただく必要があります。お客様は必要なビザおよび旅行書類を予め準備する責任があります。
- e) 貴重品
- 当社は、超過分に対する保険または保険サービスを提供していません。貴重品を受託手荷物または持込手荷物に入れる場合は、別途に保険をご購入ください。

#### 14.8 輸送の制限

##### a) 輸送拒否の権利

当社は以下の理由で、お客様もしくはお客様の手荷物のアメリカ合衆国内外への輸送を拒否する場合がございます。

- i. 以下を含むがこれに限らない理由で、お客様、その他の乗客または乗務員の安全のために拒否または退去が必要な場合。
  - a. お客様が当社地上係員または機内乗務員に対し、脅迫的、暴力的、または侮蔑的発言を行った、あるいは脅迫的態度を示した場合
  - b. お客様が、乗務員の業務あるいは適用される安全規則等に従わなかった、あるいはその妨げとなった場合
  - c. お客様が、安全性及びセキュリティに関する当社地上係員または機内乗務員の指示に従わなかった場合
  - d. お客様が、ご自身、他の乗客または乗務員に危害を加えうる程度に酔っている、あるいはアルコールもしくは薬物の影響を受けている場合、またはそうであると合理的に推測できる場合（これは、外見または無意識な行為が「酔っている」あるいは「薬物の影響を受けている」様相を呈するような認定障がい者には適用されません）
  - e. お客様が、機体または他の人物の安全性を危険にさらした場合
  - f. お客様の行為の結果として騒動が起こり、その騒動を収めるために機長またはコックピット乗務員がコックピットを離れなければならない場合
  - g. お客様が脅し行為を行った場合
- ii. お客様が、喫煙またはその他無煙タバコ等の使用に関する当社ポリシーに従わない、あるいは従おうとしない場合
- iii. お客様が、飛行中に過剰な医療処置を要することなく安全に飛行を完遂できない場合、および機内における他者の健康もしくは安全に直接脅威となるような伝染性の疾病または状態を有しているかその症状を呈しているような場合  
(注：このような状況下でのご旅行を希望するお客様に対し、当社は医療診断書の提出を要求しております。アメリカ合衆国発着便における医療診断書に関する当社の要件の詳細は、当社ウェブサイト [www.flyscoot.com](http://www.flyscoot.com) を御覧ください)
- iv. お客様の身体的あるいは精神的状態が、付添人の介助なしには安全手順を理解または順守できない、またはできそうにないと当社が任意に考えた場合。付添人は常時お客様に同伴する必要があります。



- v. 視覚および聴覚ともに障がいを持つお客様に同伴者がいない場合。ただし、身体、機械、電子機器または他の手段によって当社乗務員とコミュニケーションを行える場合は例外としますが、その場合においてはどのようなコミュニケーション方法を取るかについて当社にお知らせください。
- vi. お客様が以前のフライトにおいて加害行為を行い、再発しないと当社が確信できない場合
- vii. お客様がセキュリティチェックの提出を拒否した場合
- viii. フライトが発着あるいは上空を飛行するあらゆる国家または地域の全ての適用法、規制あるいは命令に従うために、そのような行為が必要である場合
- ix. 支払われるべき適切な料金、手数料、あるいは税が支払われていない場合、または当社とお客様（あるいは搭乗券を購入した人物）の間で取り決められた信用協定が守られていない場合
- x. お客様の必要書類が適切に揃えられていない場合
- xi. お客様が、乗り継ぎ地での入国を試みた場合
- xii. お客様がフライト中に必要書類を消滅あるいは別の方法で処分した場合
- xiii. お客様のご予約が以下のいずれかである場合
  - a. お支払がない場合
  - b. 譲渡されている場合
  - c. 当社または正規代理店以外の者から取得された場合
  - d. 当社または正規代理店によるものではない変更がある、切断されている、あるいはその他の理由で判別できない場合
  - e. 偽造である、または他の理由で無効である場合
- b) お子様、禁治産者、妊婦、または病人の輸送は、運送約款および当社規定の下に当社と事前に為された取り決めに従って行われます。

#### 14.9 欠航、スケジュールの変更など

当社がフライトの取り消しまたは遅延を行ったり、既に保証済みのスペースを提供できなかったり、著しいスケジュールの変更（3時間以上の変更）を出発予定時刻24時間前より前の時点で行った場合、以下のいずれかを行います。

- a. スペースの確保できる当社の他の便にお客様を登場させる
- b. お客様を搭乗券に提示される目的地へ別経路で輸送するか、その一部を当社の定期便または他の航空会社の定期便で輸送するか、あるいは陸路を使って輸送する。変更路線の料金、手荷物料金、および適用されるあらゆるサービス料金の合計額が、当初の搭乗券またはその適用部分の払い戻し価値より高額である場合、追加料金等をお客様に要求いたしません。また、変更路線の料金等が当初の搭乗券より安価である場合、その差額を払い戻します。
- c. お客様の旅費価格と同等あるいはそれ以上の価値の旅行バウチャーを提供する。バウチャーは発行日から24ヶ月有効です。
- d. 14.10において記載される内容に従って払い戻しを行う。その後当社はお客様への責務を負いません。

#### 14.10 払い戻し

- a) 一般的に当社の搭乗券は全て払い戻し不可となっています。ただし、当社が契約条件に従って運送提供ができなかった場合、未使用の搭乗券またはその一部に対する払い戻しを、本項および当社規則に従って行います。
- b) 不本意な払い戻し



- i. 上記 14.9(a) に記載されるいずれかの事象が起こった場合、適用される条約に別途の記載がない限り、お客様の選択肢は 14.9 a(i) から 14.9 a(iv) に述べられた内容のみであり、その後当社はお客様への責務を負いません。
- ii. 当社がフライトを欠航した場合、スケジュールに見合ったフライト運航ができなかった場合、乗客の目的地または中継地に到着できなかった場合、既に保証済みのスペースを提供できなかった場合、あるいは当社が原因で、上記 9.5 に基づき当社が責任を負う接続便への乗継ミスが起こった場合、以下の金額の払い戻しが行われます：
  - a. 搭乗券が全く未使用である場合、搭乗券支払額と同等額が払い戻されます。
  - b. 搭乗券の一部が使用されている場合、払い戻し額は以下のうちどちらか高額のほうになります。
    - フライトが中断された地点から目的地、または次の中継地までの片道料金（割引および手数料は適用可能性が低くなります）
    - 支払い済み料金と使用済み輸送料金との差額
- c) クレジットカード口座への払い戻し  
クレジットカードで購入された搭乗券の払い戻しは、当初の購入時に使用されたクレジットカード口座への払い戻しのみとなります。当社によって支払われる払い戻し額は、本条に記載される規則に従い、搭乗券に記載される通貨額となります。クレジットカード所有者のクレジットカード口座に支払われる払い戻し額は、為替レートの変更により、当初クレジットカード会社が差し引いた金額と異なる場合があります。このような差額を理由に、払い戻し受領者が当社に対して苦情を申し立てることはできません。

## 14.11 当社の法的責任

### a) 適用法

お客様が旅行でご利用になる各航空会社の法的責任は、適用法およびこれら運送約款によって定められています。適用法は、ワルソー条約またはモンリオール条約および各国の国内法、あるいはそのいずれかで成り立っています。ワルソー条約およびモンリオール条約は、その文書中に定義されている通り、航空運送/輸送に適用されるものです。当社の法的責任に関する条文は、14.11(b) から 14.11(e) になります。

### b) 法的責任の範囲

当社は、当社の運航するフライトまたはフライト区間での輸送中に起こった損害、あるいはお客様との法的責任を当社が有する関係において起こった損害のみに責任を負います。当社が他の航空会社の搭乗券を発行したり、他の航空会社への手荷物チェックインを行ったりする場合、当社はその航空会社の代理人としてそれらの業務を行うものです。お手荷物を輸送する航空会社が途中から変わる場合（適切な場合はワルソー条約またはモンリオール条約の定義に従って）苦情は最初の航空会社または後の航空会社のどちらに申し立てることもできます。

### c) 一般的制限

- i. ワルソー条約またはモンリオール条約がお客様の輸送に適用される場合、当社の法的責任は適用される条約（他の適用法による修正版）の規則および制限に従います。
- ii. 損害の原因が、お客様またはお客様に権利を委ねた人物の過失である場合、または別にその損害により被害を受けている人物がいる場合その人物の過失である場合、当社は法的責任を完全に、または部分的に免除されます。



- iii. ワルソー条約またはモントリオール条約と一致しない範囲を除き、適用法または政府規制の順守から生じる損害、あるいはお客様がこれらの法規を遵守しないことから生じた損害に対し、当社は法的責任を負いません。
- iv. 場合によっては、損害が当社の過失により生じたのではなく第三者の過失により生じた場合、当社は法的責任を完全に、または部分的に免除されます。
- v. これら運送約款において別途の条項が定められていない限り、当社は適切な場合ワルソー条約またはモントリオール条約に従って、証明された損害および費用を補償することにのみ法的責任を負うものとします。
- vi. 運送約款および全ての適用例外や法的責任の制限を含む運送契約は、当社の正規代理店、使用人、従業員および代表者に対しても、当社に対して適用されるのと同様に適用されます。当社およびこれらの正規代理店、従業員、代表者、人員から回収可能な全額は、当社自身の法的責任の額を越えてはならないものとします。
- vii. これら運送約款にあるどの条項も以下の行為を行うものではありません。
  - a. 当社が具体的に別途の記載をしていない限り、適用される条約または法規の下にある当社の法的責任の例外や制限を放棄する。
  - b. 負傷または傷害による乗客の死亡に対し補償金を支払う責任のある、または既に支払ったあらゆる公的社会保障団体あるいは人物に対し、適用される条約または法規の下に認められる当社の法的責任の例外や制限を行使することを妨げたり、同条例や法規が当社に認める抗弁を放棄したりする。
- d) 乗客の死亡または負傷：適用される条約に記載されている事故の結果乗客が死亡した、または負傷あるいはその他身体的な傷害を受けた場合は以下のとおりです。
  - i. 当社は、損失が当社または当社の使用人あるいは代理人の過失、その他不法行為あるいは怠慢によって引き起こされたのではないと当社が証明できた場合、あるいはこのような損失は第三者の過失、その他の不法行為あるいは怠慢によって引き起こされたと証明できた場合、乗客一人につき 128,821 SDR を越える損失に対し法的責任を負いません。
  - ii. 当社は、補償を主張できる人物が抱える即時の経済的必要性を満たすために、前払金を支払うことがあります。当社が前払いを行った場合は、以下の条件に従います。
    - a. 前払金は、法的責任を認めたことを意味するものではありません
    - b. 前払金は、当社の法的責任の観点においてその後支払われる合計金額を相殺します。
    - c. 以下の内容を当社が証明しない限り、前払金は当社に払い戻されることはありません。(i) 損失が、支払いの関係する乗客または、補償を主張する人物あるいはその主張を行う権利を委ねた人物（別途に存在する場合）の過失、不法行為あるいは怠慢によって引き起こされたと証明する。(ii) 前払い金を受けた人物が、適用法の下補償を受けるべきとされる人物ではなかったと証明する。
  - iii. 当社は、お客様の身体状況に起因するあらゆる疾病、傷害または身体傷害（死亡を含む）に対し、あるいはそのような身体状況の悪化に対し、法的責任を負いません。
  - iv. 当社は全ての第三者機関に対し、遡求代位権を有しています。
  - v. アメリカ合衆国通告



お客様のご旅行に対する法的責任が当社に無く、モントリオール条約が適用されず且つ輸送機関が死または傷害に関するワルソー条約の制限を放棄せず、最大 128,821 SDR に相当する国家通貨分の損失主張を回避するためにあらゆる必要手段を取ったという抗弁を輸送機関が放棄しなかった場合、ワルソー条約および、適用される関税表に具体的に記載される特別運送契約により、上記のような輸送機関が乗客の死または個人的傷害に対して負う法的責任は、殆どの場合において以下の範囲を越えない立証された損害に限られるとされています。その範囲とは、(i) アメリカ合衆国が発着地または同意された中継地となっている旅行の場合、乗客一人につき 75,000 米ドルまで（この法的責任の上限は輸送機関側の過失に左右されない）、(ii) アメリカ合衆国が発着地または同意された中継地でない旅行の場合、10,000 米ドルまたは 20,000 米ドルとなっています。

このような特別運送契約を結んでいる輸送機関名は、それら輸送機関の全てのチケットオフィスにてお問合せいただけますし、ご要望によってお調べすることも可能です。通常は民間企業から保険を購入することで追加の保障を受けることができます。このような保険は、ワルソー条約またはモントリオール条約、あるいは上記の特別運送契約による輸送機関の法的責任の制限に影響されません。この件に関する詳細は、ご利用の航空会社または保険会社代表者にご相談ください。

注：上記にある 75,000 米ドルの法的責任の上限は弁護士諸費用を含んでいますが、弁護士諸費用に別途の裁定を行う州において法的責任に関する苦情が出された場合は、合計額の上限は弁護士諸費用を除いた 58,000 米ドルとなります。

e) 手荷物

- i. 当社は、受託されていない手荷物の損害に対し、その損害が当社の過失によって引き起こされたものでない限り、法的責任を負いません。
- ii. 上記の 14.11(e)(iv) に記載される場合を除いて、当社の法的責任の最大額は、受託されていない手荷物および受託手荷物に対し乗客一人につき現地通貨で 1,288 SDR 相当分となります。
- iii. 上記の 14.11(e)(iv) に記載される場合を除いて、当社の法的責任の最大額は、ワルソー条約が適用される場合には、受託されていない手荷物に対し乗客一人につき国内通貨で 375 SDR 相当分（適用法の定義による）および受託手荷物に対し 1 キロ当たり国内通貨で 19 SDR 相当分（適用法の定義による）となり、モントリオール条約が適用される場合には、受託されていない手荷物および受託手荷物に対し乗客一人につき国内通貨で 1,288 SDR 相当分となります。モントリオール条約の下に為された全ての苦情は、購入日および購入価格を含む購入証明書類によって具現化されなければなりません。価格低落分は控除されます。
- iv. 輸送機関が、恐らく損害が生じるであろうと理解しながら、意図的あるいは無謀な行為または怠慢であったことによって損害が生じた場合は、上記 14.11(e)(ii) に記載される法的責任の上限は適用されません。
- v. 適用法が受託されていない手荷物および受託手荷物、あるいはその一方に対し異なる法的責任の制限を定める場合は、当該適用法の定める制限が適用されるものとします。
- vi. お客様が不適切な物品を受託手荷物として運ぶことを選択された場合、当社はお客様に過失があるものとみなします。不適切な物品とは、壊れやすい物品ま



たは腐敗しやすい物品、貴重品（現金、宝飾品、貴金属、コンピューター、個人的電子機器を含むがこれに限りません）（適用法規がこれらの物品を受託手荷物として運ぶことを要請するのでない限り）、お客様がフライト中に必要とされるか損失や損害があった場合に容易に代替品が入手できないようなあらゆる医薬品または医療機器、家や車の鍵、貴重な書類（ビジネス書類、パスポートおよびその他の身分証明書類、契約書類、証券、譲渡証書を含むがこれに限りません）、または標本を含みますがこれに限りません。

- vii. ワルソー条約またはモントリオール条約（適用される場合）と一致しない範囲を除いて、当社は施錠のされていない手荷物またはしっかり閉められていない手荷物に含まれた物品の損害については一切法的責任を負いません。また、航空機の運航中に起こりうる通常の摩耗等の塗装上および表面上（またはその一方）のダメージに関しても、当社は法的責任を受け付けません。
- viii. 当社は、手荷物の中に含まれた持ち物が原因で生じた手荷物の損害に対して法的責任を負いません。
  - ix. 当社は、手荷物の固有の瑕疵、品質、または欠陥から生じた損害に対し、法的責任を負いません。同様に、空輸における通常の揺れなどから生じる手荷物の僅かな摩耗等に対しても、当社は法的責任を負いません（空輸における手荷物の適性に関しては 14.7(c) および 14.7(d) を参照してください）。
  - x. 当社が担当していない手荷物の破壊、紛失、ダメージまたは遅延に対し、当社は法的責任を負いません。これは、当社の制御下および指示下でないセキュリティ検査あるいは手段を通過する手荷物を含みます。
  - xi. お客様の手荷物が 14.11(e) に記載される法的責任の上限を越える価値を持つ場合、お客様は旅行前に手荷物の価値を完全に保障しておく必要があります。どのような場合においても、当社の法的責任の上限を越える手荷物は、旅行前にその価値を完全に保障されていなければなりません。
  - xii. 当社は全ての第三者機関に対し、遡求代位権を有しています。

## 15 - 苦情のお問合せ先

### 15.1 - 書面による提出

本約款に特に明記のない限り、すべての苦情は予約で指定された旅行日から 90 日以内に、当社の以下住所宛に書面にて提出されなければなりません。

M/S Scoot Tigerair Pte Ltd  
Changi Airport Post Office PO Box 1091  
Singapore 918158

### 15.2 - 手荷物

手荷物識別タグの所持者が苦情なしに手荷物を受け取った時点で、その手荷物が当社とお客様の間で合意された運送約款に基づき良好な状態で引き渡されたことの明らかな証拠となります。

受託手荷物の損傷があった場合には、手荷物受取所を出る前に、当社職員または指定代理店にその損傷について報告し、遅くとも手荷物受領の 7 日以内に報告しない限り、当社は手荷物の苦情について責任を負わないものとします。遅延の場合には、手荷物が到着された日から 21 日以内に苦情を提出してください。すべての苦情は書面で行われ、上記の期日内の消印が押されていなければなりません。



手荷物の損傷や遅延に対するお問合せ先は以下の通りです。

Scoot Tigerair Pte Ltd  
c/o Charles Taylor Aviation  
140 Cecil Street  
#15-00 PIL Building  
Singapore 069540  
Fax: +65 6423 0150  
Email: scootclaims@ctplc.com

#### 15.3 - 衣類

お客様が搭乗の際に着用していた衣類が損傷してしまった場合、直ちに乗務員にお知らせください。

#### 15.4 - 請求の制限

本約款の他の条項において、お客様の損害賠償請求権の有効期限が切れていない限り、次の日付から2年以内に裁判手続が行われなければ、損害賠償請求する権利は失われます。

- 目的地に到着した日
- 航空機が到着するはずだった日
- お客様の運送が止まった日

責任期間の求め方は、訴訟がなされた場所の法律によって規定されますが、適用法の規定にも基づきます。